

1. 議事日程

〔令和5年第3回安芸高田市議会9月定例会第7日目〕

令和5年9月13日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	石 飛 慶 久	10番	山 本 優
11番	熊 高 昌 三	12番	穴 戸 邦 夫
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	児 玉 史 則	16番	大 下 正 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	高 藤 誠	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福祉保健部長兼福祉事務所長	中 村 慎 吾
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	近 藤 修 二	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	新 谷 洋 子
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	佐々木 満 朗

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局係長 毛利幹夫 事務局次長 藤井伸樹
事務総務 日野貴恵 主事 藤實村峻

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

- 大 下 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、3
番 山本数博議員、及び4番 武岡議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

- 大 下 議 長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
一般質問の順序は、通告順といたします。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。
2番 田邊議員。

- 田 邊 議 員 2番、シセイクラブ、田邊介三です。
通告に基づき、大枠3点質問いたします。
最初は、有害鳥獣対策についてです。6月定例会の所管事務調査で有害鳥獣対策について説明がありました。昨年の捕獲実績は、鹿が3,076頭、イノシシが1,988頭とのこと。モデル事業での被害軽減対策や防護柵の設置事業、新たな実証実験など、いろいろな対策を行っていますが、鳥獣被害の話は減る気配がありません。現在の課題と今後の対応について伺います。

最初の質問です。効率的なイノシシ捕獲方法の実証実験として、イノシシホイホイを使用することですが、成果が上がれば他地域への水平展開を行う考えなのか伺います。

- 大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
石丸市長。

- 石 丸 市 長 これまでもお伝えしてあるとおり、昨日も説明しましたが、単なる事実または既に公表してある見解等については、担当の部長より答弁を行います。

- 大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
引き続き、答弁をお願いします。
森岡産業部長。

- 森岡産業部長 そのとおりです。実証実験での効果が確認できれば、他地域へ設置個数を増やす考えであります。このイノシシホイホイの実証実験は、高宮町佐々部の上式敷で行います。

先般、設置位置等の地元協議が終わり、現在はカメラを設置して生態調査を行っている状況です。おりの設置は、明日9月14日に行う予定と

しております。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 成果が上がれば普及を図るということですが、イノシシホイホイは簡単にいうと、大型の囲いわなの部類になるかと思います。傾斜地には設置しにくく、設置面積も広い。止め刺しのことを考えると、設置できる場所というのが限られてくるのではないかと思います。簡単にいうとですね、普及しにくいわなではないかと思うんですけども、そういった辺り、何か対策を考えておられるのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 このイノシシホイホイですけれども、通常の囲いわなとは違いまして、いわゆるネットを使って囲うわなになります。ですから、立地については、なるべく平たんなところが好ましいんですけども、流木、立木ですよね、これが生えていても、それを活用してわなを囲うということが可能です。そういったことで設置場所についてはですね、割と柔軟に対応できるのではないかと考えております。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

○森岡産業部長 それと止め刺しの件ですが、これはどの囲いのわなでも課題として残っておりますけれども、ネットを使うということで、ネットを絞ってですね、追い込む、そういった利点もあるということで止め刺しのやり方もですね、簡単になってくるのではないかと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 止め刺しの部分でネットを囲うのでということなんですけど、逆にですね、周りが不安定なので、正直難しいんじゃないかなというイメージです。実際、大型の普通の金網タイプの囲いわなであると、入り口を開けて、その入り口、出口ですよね、小さいわなを設置して一頭ずつそこで仕切って個別に対応するということができたりするんですけども、このイノシシホイホイはそういったことは、ちょっとしにくいのかなと。また、その不安定ということになると、やりを使った止め刺しが難しいので、やはりどうしても銃を使うんじゃないかなと思ってしまうんですけども、そうなってくると、やはり銃が使える地域でないと設置しにくいといった。そういった、すみません、これあくまで予想なんですけれども、そういったところまで考えておられるのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 この件に関しましては、先進的にやられておる地域ですよね。そういったところの結果を確認しながら、考えさせていただくことになると思います。

ただ、今回の実証実験の中で、そういった課題も出てくるものと思っ

ておりますので、そこをどうやっていくかというのは、実験の中で考えさせていただければと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 そういった課題をあぶり出すのが、実証実験であるということだと理解しました。

それでは、次の質問に移ります。

イノシシホイホイは、新たな捕獲方法になるわけですが、そもそもですね、現状の課題は、捕獲方法なのでしょうか。捕獲する人が足りないのではないのでしょうか。お考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 御指摘のとおり、捕獲方法や捕獲者の増員についても課題はあります。関係団体と協議を行い、改善を図りたいと思っております。

現在、捕獲実績を上げることの課題となっておりますのは、捕獲した個体の処理になります。環境問題も含め、これらの課題解決を行うことにより、捕獲しやすい体制の整備を検討したいと考えます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 個体の処理も、確かに大きな課題だと思います。かといって処理能力が上がってですね、たくさん捕れますよということになっても、結局捕る人が変わらなければ、そこまで大きく変わらないんじゃないかなと。今後についてという意味で考えても、やはり人の部分が、捕獲する人の部分が課題ではないかと思うんですけども、そういったところを、すみません、もう一度答弁をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 実際のところですね、捕獲班の人数に対して、捕獲する頭数というのは、今のところといいますか、まだ捕れる、捕獲できる数というのがございます。言い方が難しいんですけども、もっと捕れる、ですが、処分をするのが大変だから捕れないんですという現実のほうがですね、強いんです。そういったことで捕獲した個体の処理ということを、今、考えておる状況です。それがクリアできればですね、捕獲する方を増やしていくということも考えていく必要があるとは思っております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 現在の課題として個体の処理ということだと理解しました。将来的な課題という意味でちょっと考えるんですけども、昨年、広域捕獲事業に参加しました。先ほどですね、そうですね、現在ですね、猟友会の方、割と捕獲班もそうなんですけど、高齢化が進んでいるなと感じます。その広域捕獲事業に参加したんですけども、ちょっと先ほどこういう表

現をさせてもらった高齢化という表現をしたんですけれども、やはり長く狩猟をされてきた方々のその技術というのは、やはりすばらしいなと感じました。僕、今資格を持っているのはわな猟だけなんですけど、わな猟だとほかの方の技術を見る機会というのが、ほぼないので、この事業でいろいろな方にいろんな技術を教えていただけたのは、非常にありがたかったです。そんなすばらしい技術をですね、持たれて第一線で活躍されている方が、今現在たくさんおられるわけです。今のうちに若い人の育成をしておかないとですね、時間がたてば、その教えることができる人っていうのがいなくなるのではないかなと思うんですけれども、今、先ほどは、今現在の課題は個体の処理ということだったんですけれども、将来を見据えて若い人の育成、今その技術や知識を持たれている方がおられる今やっておかなければならないと思うんですけれども、それについてお考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
森岡部長。

○森岡産業部長 これはですね、次の質問にもちょっとかかってくるかとは思いますが、そういっても、そういったところを考えながら、若い人の獲得、そういったところですね、考えていく必要があると思います。
そういった若い方の育成につきましては、猟友会等を中心にですね、そういった協力がしていただけるものか、これから検討をさせていただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。免許、狩猟免許や鉄砲所持許可等の取得費用の補助金があります。免許を取るかどうかの判断材料として、補助金の有無というのはどれくらい効果があると考えておられるのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
森岡部長。

○森岡産業部長 狩猟後継者の育成のために、狩猟免許取得にかかる経費のほとんどを補助金で賄うこととしております。2021年度よりわな猟も対象とし、制度の拡充を図って以降、新規狩猟者数が増加しているため、一定の成果があると考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります
田邊議員。

○田 邊 議 員 一定の効果というのは、それは例えば分からなくもないんですけど、現在、私ですね、銃の免許を取っている真っ最中です。
ただ、これ補助金があるから免許を取ろうと思ったわけではありません。確かに、実際免許を取得に動き始めてですね、こんなにお金がかかるんだって正直思っていて、特に銃ですと結構費用がかかります。こんなことなら補助金の申請をしとくべきだったんだなと、今さらながら後悔をしております。

話を元に戻すんですけれども、補助金があったら、確かに助かるなと思います。しかし、免許取得の動機になるかといわれると、それはやはりちょっと違うんじゃないかと。やはり被害を何とかしたいであるとか、何かしら違う動機があるからこそ、免許取得をしようと思うと思うんですけれども、先ほど一定の効果があるということだったんですが、補助金があるから狩猟免許を取得する人が増えているという認識であるということですのでよろしいでしょうか。すみません。もう一度答弁をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 御指摘をいただいたとおりですね、やはり被害があるので、何とかしたいというきっかけが狩猟免許の取得、そういったものもあると思います。そういった方の負担をですね、軽減したいというところもありますので、そういった補助での考えを行っておるところです。ちょっと説明が難しいんですけれども、以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 有害鳥獣駆除は、免許を取るということがゴールではなくスタートです。私が銃の免許をもし取ったからといってですね、すぐ山に入って駆除してって言われても正直無理だろうと、はっきりいって当たるとも思えないというような現状です。

要するに、免許を取ってから実際に山に入って学ばないといけないことがたくさんあるんだろうと思っております。そういうときに頼りになるのが、やはり経験豊富な先輩方だと思います。

しかしながら、そういった方がですね、会社の新入社員に教えるというのとは訳が違います。駆除というのは生業ではないですし、教えるという行為はボランティアです。免許がないと捕れないわけで、そこを補助するという考え方も分かるんですけれども、免許を取った人の育成にちゃんと報酬が出るという形にしておく必要があると思いますが、そういった考えがないか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 このことにつきましては、課題として受け止めさせていただきたいと思います。これから検討させていただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

続けて答弁をお願いします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほどから聞いていて、ちょっと質問の並びがあるのでどうお答えしようか迷っていたんですが、恐らくかなりの程度、次の質問に関わる話です。そもそものたてつけなんですけれども、今、御質問いただいているモデル事業ですね、これというのは、もうこの後、出てくるんですが、

自衛というのを基本のコンセプトにしています。どこかの誰かが鹿やイノシシを捕ってくれるんじゃないんですね。それを期待するのはやめましょうというのが出発点です。そうではなくて、自分たちの自分の田や畑は自分で守らないといけないんだ。これ全く新しくない発想です。そもそも日本という国は、そういうコンセプトでずっと運営されています。自己責任、大原則です。変なお上の意識というのが、たまにひょこひょこ顔を出すんですが、それは本来の姿ではないです。所有権、財産権というものは、個人が持ちます。その利益が個人のものであるならば、その責任、被害においてもやはり個人なんです、基本的には。たまに不可抗力があります。自然災害とかがそうですね。大規模なものであれば、広範に行政が対処する必然性が生じます。要は税金を使ってもそれはいいだろうと。獣害というのは、今そちらのほうにかなり近寄ってはいますが、それでもなお災害もそうなんですが、基本的には自己責任です。これが原理です。そうしたときに、もう次の質問になるんですが、自衛、これをやってもらうしかありません、根本。その意味で、銃を使う、何を使うというのはあるんですが、自分の田畑の近く、家の近くであれば、基本的にはわなですね。ここで、これは専門家のアドバイザーの指導もそうだったんですが、そこらにいる害獣を捕って減らすと、絶対数ですね、この安芸高田市にその周辺も含めて生息している絶対数を減らそうというところまでは、なかなか踏み込めていません。踏み込めません。なので、自分の周り、庭先だけ掃くというというところとちょっと表現が悪いんですが、それをやっていきましょうというのが市の方針ですので、この育成についてもコンセプトがそもそも異なっています。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問の答えもいただいていたような感じになったので、そのまま次の質問に入ります。

自衛という考えを浸透させないとですね、やはり捕獲する人は増えないと思うんですけども、先ほど市長もちょっとおっしゃった、誰かが捕ってくれるだけに期待しているとですね、やはり今、自分で捕る、自分で守るという考えは浸透しないと思います。そういった部分で考えを伺います。

○大 下 議 長 先ほどの答弁以外に答弁がありますか。答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 先ほど、ほとんど答弁をいただいたんですけども、この件についても、御指摘のとおりであります。

まずは、自衛という考えを広げるために、市広報のコラムにおいて説明をしているところです。モデル地区での実証効果を基に、広く自衛の必要性を周知するとともに、捕獲班との連携により、被害ゼロを目指したいと考えております。

○大 下 議 長 引き続き、答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 質問自体には答えきったと思うんですけども、基本の考え方をもう一度、今一度お伝えをしておきます。たとえとして非常にぴったりくるのが、先ほども言いましたが災害です。災害に際して、市はある程度の、例えば、食料の備蓄を持っています。これを整備すると、ああ良い事やったと安心だといわれます。市民の方も思われるかもしれません。でも、これはやり過ぎると駄目です。最近どこかの自治体でそういう表明をしている市長がいて、まずいなと思ったんですが、まずいなというのは、うちの市民もそう思ったら嫌だなと思ったんです。何かというと、先ほども申し上げたとおり、基本的には自己責任です。災害何かあってスーパーが開かない、コンビニが使えない、ものがない。自分家に置いとくんです、食料は。でなければ市民2万7,000人が一斉に避難所に行って飯くれ。絶対に無理です。提供できません。ある程度の備蓄しか、行政として、市役所は提供できません。これが現実です。いや、そんなけちくさいこと言うなど、2万7,000人分、3日、4日食いつなげるだけ持つとけ。本当にそうおっしゃるなら持ちますよ。

ただ、そのコストは市民が負担するんですよ。できるわけがありません。なので、こうした思い違いを私は片端からただしていけないといけないと思っています。今回の獣害対策においても、まずは、自己責任、自立、自助ですね。市としては、その意識を、意欲を最大限サポートしていく。昨日も答弁の中で言いましたが、環境を整備していく。それに注力していこうという方針です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の自主防災組織の答弁もいただいたようになってしまって、どうしようかとちょっと悩んだんですけども、そうですね。おっしゃっている意味は非常によく分かります。現在ですね、捕獲、6月定例会の所管事務調査で、8割はわな猟であるということをおっしゃられておりました。またですね、現在やっぱりわなの免許を取得される方が多いと思います。その中で、捕獲班ですね。それはやっぱり限られた人数ですので、現在の捕獲班に追加してわな猟だけの捕獲班、わな猟専門の捕獲班というのを、新たにつくる考えというのはないのでしょうか。先ほどですね、捕った後の処理が課題という中では難しいのかなというのもあるんですけども、実際にわな猟だけの資格の方もたくさんおられるので、そういったわな猟専門の捕獲班あってもいいんじゃないかと思うんですけどもお考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 わな猟だけの捕獲班というの、非常に難しいところがあります。やはり捕獲班としてはですね、わな、それから銃ですね、両方を併用してやっておられます。

わなにつきましては、田邊議員もわなを持っておられるということですけれども、捕獲班でなくてもですね、そのわなを仕掛けることは可能です。それを最終的に捕ったものを、捕獲班の方に仕留めていただくという流れ、これを今はやっておるところもあります。

ただ、これも申請をいただかなければできませんので、そういった班としてではなくて、そういった個別の事案に対応するというところの拡大というところを考えていきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 私でもですね、わな初めて免許を取ったときには、その捕獲班ではないわけなので、先ほど部長の答弁にあったように、捕獲班の方の名前でわなを設置していただいて、入ったら電話して来ていただくというようなことをやっておりましたが、猟期であれば自分で設置して自分でいろんな対応ってできるんですが、猟期以外のときは、やはり捕獲班に来ていただかないといけない。やはりそれもいつ入るか分からないというような状況です。確かに、難しいなとは思いますが、またですね、広域捕獲、先ほど言った部分は銃が使えない地域で、わな猟で一遍に捕ろうというような事業でした。やはり銃が使えない地域にも、もちろん獣は出てくるわけで、その被害もあるので、そういったわな猟の専門チームがあってもいいんじゃないかと、現時点での捕獲班の方がそこでわなを設置するということも可能だとは思いますが、実際ですね、仕掛けたわなの管理というのは大変なんです。ちゃんと入っているか見回り毎日しないといけないですし、餌が食べられてたら、もちろん餌の補充もしたりとかですね、複数わなを仕掛けたときに、複数一日で捕れる場合もあります。それを一人で処理しようと思うとですね、丸一日かかったりするというようなこともあります。なので、やはり個で動くよりは複数で動けるわなの専門の捕獲班というのがあったほうが、非常に便利だと思いますし、先ほどちょっと触れたんですけど、人の技術を教わることですね。複数のチームでやることで、先輩方の技術を学べるという点でも利点があると思います。今一度ですね、これを検討していただくことはできないか考えを伺います。

○大 下 議 長 田邊議員に申し上げます。

質問が堂々巡りになっておりますので、簡潔にお願いいたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほど部長からは、現状の立てつけとしてですね、一体的に運用をしているということで難しいという答弁だったんですが、田邊議員のおっしゃるところですね、分業にして専門性を高めていく。その利点もあるかと思っています。

その意味では、やりようなのかなという気がしますので、その分業による体制づくり、体制の構築、検討してみたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 それでは、次の質問に移ります。

自主防災組織について伺います。

自主防災組織の必要性を感じている方は多いですし、避難訓練をやりたいという声もあります。

ただですね、実際にどうやって形にしていけばいいのか分からないという御意見がですね、いろんなところでお聞きする機会がありました。この新型コロナウイルスで3年間活動ができずにですね、この5類になってからリスタートをしようと思っても、実際どこから手をつけていいのか分からないというような御意見も聞いております。リセットをする意味で、リスタートというほうが表現が正しいのかもしれないんですけども、まずですね、市がリードをするという考えを伺いたいと思うんですけども、①の質問は、昨日の芦田議員の答弁で答えをいただいておりますので、飛ばします。

それでは、2の質問に入ります。

会派ですね、やはり地域を回ったりですとか、地域懇談会等で自主防災組織について多くの方がいろんな御意見をお持ちだということをお聞きします。そんな中でですね、やはり地域に若い人がいないから困るんだとか、いたとしても日中仕事で出ているので、自主防災活動ができないんだというような御意見もいただいたりします。そういった中で、高齢者避難ですね、手助けができないというような課題を抱えている地域もあり、市が望む自主防災組織の形、役割と現実に地域ができるというか、地域が思い描いている自主防災組織の形にはギャップがあるのではないかというふうに感じております。このギャップについて、市はどのように捉えているのか伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 市が望みます自主防災組織の役割について、まず説明をします。

地域がですね、自主的に住民との連絡体制を構築すること。そして、定期的に避難訓練を実施すること。災害時において、地域住民に避難の呼びかけをすること。そして、最後にですね、地域の避難弱者の方の避難を支援することというふうに認識をしています。

田邊議員が、今、何点か地域の課題といいますか、実情を例に出していただきましたが、それらは各地域からよく伺う意見というふうに私どもとしては理解をしております。当然、地域によってですね、活動に温度差はあります。できる範囲でのですね、活動から実施をしていただきそれを拡大していただくようにですね、お願いをしているところです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 先ほど言ったような声、やっぱり市のほうにも届いているということ
で、その中でですね、行政として、今までいろいろな取組をされてきた
んだと思いますし、そういった中で、活発に活動する自主防災組織が存
在しているというのも事実です。

ただ、現実としてやはりまだその意識まで到達していない方がおら
れるというのも事実だろうなと思うので、まずですね、自主防災組織な
ので、もういわゆる自助、そして共助ですね、地域でどうしていくか
という考えをしっかりと浸透させる必要がやはりあるんだろうなというふう
に、すごく感じるんですが、ただ、やっぱり先ほど市長が、ちょっと答
弁があった中で触れられたんですけども、行政がここまでやってくれる
と、やはり思っている。過大にですね、思っている部分はやはりなか
なか払拭できないと思うので、もうはっきり公助はここまでですよという
姿勢を示してもいいんじゃないかなと思うんですけども、確かに難しい
部分ではあるかと思うんですけども、そういった市がやるべき部分は
ここまでですっていう姿勢を示すことができないか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 私が市長に就任してからは、可能な限りそのように努めてきたつもり
です。

ただ、従前の行政の立ち位置というんでしょうか。住民との接し方と
いうのは、今、田邊議員が懸念を言及されたとおりですね、非常に曖昧
な部分が残されたというか、曖昧なようにしてあったなというふうに感
じます。これはもはやいらっしゃらないと思うんですが、それこそ災害
のときに、うちの田んぼを見に来いと、議員が職員に言うような時代が
あったわけです、この町には。相当根が深い話なんです、それは過去
の大きな過ちとして、糧にしていかなければならないと思っています。
まとめると、田邊議員がおっしゃったとおり、行政としての役割、それ
をこれからも引き続き明示して市民に認識と理解を促していきたいと考
えています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 自主防災の意識って難しいなと感じる部分がですね、自主防災組織の
活動をする中で、いわゆる自助・共助の意識を高めるということはでき
るんですね。でも、そもそもこの意識が低いと自主防災組織の重要性を
感じにくいという、何か卵が先か、鶏が先かというような議論になりが
ちなのかなというふうに思います。

昨日の答弁の中に、実績を共有し広げていきたいというような答弁が
ありました。

ただですね、うちは大丈夫よと思っている方がおられるわけですよ、
現実には。その方に実績の共有をしても、なかなかその意識の変化とい
うのはおきにくいのではないかなと思います。

そこですね、そういった意識を引き上げるためにですね、ちょっと強引かもしれないんですけども、同調性バイアスを利用してですね、行うというか、みんなでやってみようというような形を取ってはと思うんですが、例えば、市独自の防災の日というのを設定して市内一斉避難訓練の実施を呼びかける。もちろん任意ではあるんですけども、そういったことをすると、何か周りの地域がやるんだったら私らもやらないけんのんじゃないかというような意識になるのではないかと思うんですけども、そういったことができないかお考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 実は、今まさに、危機管理監にその点を検討してもらっているところなんです。まだ何月何日というのは決めていないんですけども、市民の意識の底上げのためにですね、そういうものがあるんだと。そういう考え方があるんだと、そういう動きがあるんだというものを徹底して伝えるべきだと思います。

田邊議員が指摘してくださった点は、非常にジレンマといいますか、なかなか課題として解決しにくいんですが、体感しないと分からない面はどうしてもあります。痛い目をみないと分からないっていうですね、これはいろんなことについて言えるかと思います。自分がその目に遭わないと分からない。遭って初めて分かる。

ただ、行政としては、それでは後手に回っているという状態ですので、可能な限りですね、これはベストエフォートというやつです。市民の意識を引き上げていきたいという方針です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

自主防災組織の立て直しとして、市が地域に出向いてヒアリングを行ったり、チェックリストを作って地域ごとにできることの確認をして回るといったような考えがあるか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 一律にヒアリングやできることを確認するという考えについては、現時点ではありません。少し国の見解をここで御説明をします。

総務省消防庁のですね、見解では、自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するために活動を行う組織であると定義をされています。したがって、一律的な対応はかえって、地域の自主性を阻害する可能性もありますし、長続きがしないというのが、一番問題になるんじゃないかというふうに認識をしています。ですので、市といたしましては、まずは、活動のできる組織から支援をしまして、先ほども少し御紹介していただきましたけれども、その成果を他

の組織にですね、共有をすることで、この地域のですね、活動の必要性にかかる機運の醸成を、今、優先的に進めているところでございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

避難所情報についてですが、現在、本市では株式会社バカンのリアルタイム空き情報配信プラットフォームバカンにより、スマートフォン等で避難所の開設や混雑状況が確認できます。バカンの避難所情報の更新はタイムラグがどの程度あるのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 バカンの避難所情報の更新は、避難所をですね、担当する職員が避難所のその開設や混雑状況を確認し、その状況をシステムに入力する仕組みとなっています。現地にいる担当職員が避難所の避難者数に応じまして、施設の定員数の50%の時点で、混雑状況をやや混雑に、70%の時点で混雑に、100%の時点で満に更新を行うこととしております。職員ができるだけタイムラグが発生しないよう努めているところが現状でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 この質問をしたのはですね、理由はあるんですけど、先ほど、いわゆる混雑状況をどこか、バカンに提供して、そこで更新されるものなのか、現地でされているのかなというのもあったので、現地で常にタイムリーにやられているということなので安心しました。

ただですね、7月だったと思うんですけども、避難情報が出たときに、私がバカンを見たらですね、クリスタルアージョの情報が表示されていなかったんですよ。それは、オープンじゃなくて、クローズのときはクローズって出るんですけど、そのクローズの表示すら出ていなかったもので、これがシステムの問題なのか、例えば、私の端末の問題なのか、情報発信のタイムラグなのかというのが、情報の受け手としては分からなかったもので、ちょっと質問をさせていただいております。これは、こういったシステムの不具合という報告は、現時点受けていますでしょうか。伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 システムの不具合につきましては、報告は、バカン社のほうからは受けておりません。

しかしながら、情報更新のですね、場合によっては、少しタイムラグが生じたということもありますので、担当する職員にはしっかりとタイムラグが発生しないように周知をするとともにですね、危機管理監の職

員が各避難所の担当者にですね、ちゃんと表示ができていっているかどうか確認を徹底してまいります。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

市長のX、旧ツイッターや市の広報紙で、バカンの周知をしているのを目にしたことがあります。現状ですね、知らない人が結構多いです。自主防災組織の研修会もですけども、市の行事でバカンの使い方を含めたチラシを配布するなどの周知を積極的に進める考えがあるか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 既にですね、防災講座の実施をします一部の組織については、バカンの使い方も含めまして、資料として周知をさせていただいているところです。今、自主防災組織のですね、活性化に向けていろんな策を講じております。引き続き、市民の防災意識の向上に向けて、例えば広報紙であったり自主防災組織の会合であったり、様々な機会を通じましてバカンの使い方に限らずですね、防災に関するあらゆる情報を周知をしていきたいと、実施をしてまいります。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 バカンが必要ない状況が望ましいんですけども、もしものときの備えとして多くの人に知っていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

まず最初にですね、この一般質問の通告書は、締切りが8月24日でした。その後ですね、市長の定例記者会見の切り抜き動画だけでなく、議会の切り抜き動画も増えました。共通の課題があるためですね、議会もでしょうと言いたくなるかもしれないんですけども、通告書の内容を変えて質問できませんので、そのまま質問いたします。

2023年7月の定例記者会の動画の再生数は120万回を超える状況です。その後、いろいろな切り抜き動画が作られており、中には、再生数が500万回を超える動画もあります。議会中継のインターネット配信、YouTubeについては、ホームページに許可なく、他のウェブサイトや著作物等に転載しないでくださいと注意、免責事項が記載されていますが、定例記者会見について、そういった注意事項を見つけることができませんでした。定例記者会見の動画について、免責事項を設けているのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤総務部長。

- 高藤総務部長 ユーチューブの広島県安芸高田市公式チャンネル運用指針の中に、このことについては記載をしているところでございます。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 これ免責事項等ですね、いわゆる注意書きなんですけれども、結局、見てもらわなければ意味がないかなというふうに感じております。これは、すみません、議会もなんです、いわゆる市のホームページのほうには、そういった議会のほうは注意書きがあるんですが、いわゆる動画サイト、ユーチューブのところにはそういった注意書きが一切見れないんですね。こういったところって、やはり今、検索してもリンクできない、そこへ飛ぶということもあるので、概要欄にですね、そういった注意書きを書く必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そういったところをどのように考えておられるか伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。
- 高藤総務部長 市のホームページのですね、公式アカウントを御利用ください。その中に、市が運営する公式アカウントというページがあるんですが、そこを取得するときに、その中に運用指針のほうも一緒に掲載しているところですよ。そちらを御覧いただきたいと思います。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 要は、僕が見たときは概要欄には何もなかったんですけど、概要欄に書いてあるということですか、その指針が。僕が見落としていたということなのかもしれないんですけど、すみません、その答弁をもう一度お願いします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。
- 高藤総務部長 市のホームページの中にありますので、公式アカウントのそれぞれの公式アカウントを取得していただくときに、その中の、例えば、フェイスブックとか、LINEとか、いろいろあったと思うんですけれども、そちらの中に、これを取得するときに運用指針のほうもそこに掲載しているところですよ。
以上です。
- 大 下 議 長 続けて、答弁をお願いします。
石丸市長。
- 石 丸 市 長 私の記憶でも、田邊議員と同様です。ユーチューブのチャンネルのところには、詳細に載せていないと思います。載せろということなんですけれども、分量の問題もあるので、全部が載せられるかどうかというところだと思います。あまりずらずら載せれば、その分だけネガティブな要

素になりますので、なので、どこまで載せるべきか。それは検討してもよいかと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

今後ですね、切り抜き動画に対して、何かしら対応する考えがあるのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

○石 丸 市 長 反問権。

○大 下 議 長 反問権が出ましたので、反問権を許可いたします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 何かしら対応とおっしゃったわけなんですけれども、例えば、どういう対応でしょうか。どのようなシチュエーションにおいて、例えばどういう対応なのか。その辺り、もしイメージがあれば、御教示をお願いします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

田邊議員。

○田 邊 議 員 例えばですね、いわゆるその切り抜き動画に対して、削除を求めるなどの、いわゆる切り抜き動画を認めないという対応が、まず、あるかと思うんですけれども、逆に、いわゆる公認する、その動画を認めますよという、この二つの対応があると思うんです。いわゆる、これちょっとこの後に質問しようと思っていたんで、答えが難しいんですけれども、いわゆる切り抜き動画、著作権の問題があって、安芸高田市の動画は切り抜かないでくださいという削除を求めるのか、それとも、もうその動画は安芸高田市として認めていますよ、この切り抜き動画はという、この二つの対応をする考えがあるのかというのが質問の意図です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

石丸市長。

○石 丸 市 長 その意味では、基本的に市として対応するつもりはありません。今、削除するかというところがあったので、それに対しては考えていませんし、一方で、公認するかという言葉についても、なかなか同意はしかねます。これは公式に市が認めたよというのも、わざわざやる必要はないだろうと思っています。その権限もないはずです。なので、許容するというのが、実際的な対応になるのではなかろうかと思います。

そもそもの大前提をお話ししますと、まず、行政が保有する情報というのは、国、国民なり、市民のものです。公の財産ですので、そもそも本来的に十分に提供されるべきです。違う言い方をすれば、国民が主権者として政治に参加するために保障されている知る権利、これに応える必要があります。この知る権利というのは、憲法第21条に基づく権利なんですけれども、現代社会においては不可欠であり、不可侵の概念です。ゆえに、安芸高田市議会の議会基本条例にも情報公開のくだりが定めて

あるはずです。よろしいですか、今、目をつむっていらっしゃった方いらしたんですが、そのはずですよね。

事実、このまとめ動画というのは、市の情報を二次利用することによって、この知る権利の助力と助けとなっています。これもまた議員の皆さんがふだんよくおっしゃるんですが、市民への情報発信が大事だというのであれば、これを歓迎こそすれ忌避すべきではありません。嫌がるべきではありません。

昨日、山本数博議員がこのまとめ動画を理由に一般質問を取下げられました。この切り抜きであり、たしか偏向編集という言葉も使われていたんですが、これがまた私は不正確だと思います。

○大 下 議 長 市長に申し上げます。

質問を簡潔にお願いいたします。

○石 丸 市 長 続けてよろしいですか。どのように対応するかと言われているので、対応の方針を、今、説明をしています。市の見解を述べてもよろしいでしょうか。

○大 下 議 長 あくまでも、今は石丸市長の質問です。

○石 丸 市 長 では、答弁を続けます。

切り抜きという言葉、田邊議員も使われたんですが、私からすればまとめ動画です。一次情報ですね。議会のこの一般質問であり、市長の記者会見、まるごと全部載っている一次情報、ここから抽出して情報をつくる、これ二次利用、二次情報ですね。およそメディアがやっているのがこれです。今日も来ていますが、新聞、中国新聞、広テレ等々ですね、新聞・テレビがやっているのがこれです。新聞やテレビのほうがよく身近い文字数で、よほど短い尺で二次情報を作成しています。片や、まとめ動画というのは、私が見た限り、短くても5分はなかったですね、基本10分、20分のまとめです。あれで切り抜いて一部の言葉で作文している、そのような状態はまずないというふうに考えます。ゆえに、それを理由に何か活動に支障が出るというのは、単なる責任転嫁です。論点のすり替えです。

一つ例を挙げれば、広島でいえば、中国新聞が河井事件を報じました。大きな騒ぎになりました。関わった政治家、今であれば検察、相当な批判を受けているはずです。中には、度が過ぎた誹謗中傷あると思います。でも、だからといって、ちょっと静かにしてもらっていいですか。だからといって、中国新聞の発行を辞めろってなりますか。中国新聞二次利用ですよ。検察が出した情報を、等々ですよ。ならないんです。責任転嫁と申し上げたのは、その発言、言動そのものが悪いのであれば、それは当事者本人の責任です。誹謗中傷、度を越したものがあれば、それがいけないのなら、それをした人の責任です。情報を発信したところの責任まで言い出したら憲法に反します。表現の自由、それに基づく知る権利、むやみに侵害していいわけがありません。

以上が、市の見解です。

○大 下 議 長 反問を終了して、議員の質問に戻ります。

ただいまの答弁が終わりました。

田邊議員。

○田 邊 議 員 この件ですね、非常に言葉が難しいなと。先ほど市長は公認はしないけど、許容だということで、許容なのか、黙認なのかというところも、実はちょっと受け止め方が難しいなというのが、正直思っているところです。これ何を問題にしているかというところでですね、8月21日の市長のX、旧ツイッターですね、一般質問も同じ調子で行っています。「どなたかうまくまとめていただければ幸いです。」というようなことがポストされておりました。これって、ちょっと何か余計リスクを背負う可能性があるんじゃないかなというふうに感じました。これはどういうことかというところでですね、市長も御存じのひろゆきさんがですね、あの方の切り抜き動画がかなりたくさん出回っているんですけども、あの方は、公認をされないという姿勢、スタンスでおられまして、その理由をですね、以前しゃべられていたんですけども、簡単に言うところでですね、切り抜き動画でトラブルが起きた場合、公認をしていたら自分の責任になるから公認をしないというようなことでした。これあくまで可能性の話なんですけれども、一般質問の切り抜き動画等でですね、トラブルが起きた場合、市長がやれといったんだみたいなですね、ことを言われる可能性もあるんじゃないかということを危惧しております。

先ほど、二次利用についてはというお話もあったんですけども、わざわざ市長がこれをツイッター、Xですね、等でポストする必要性というか、そのリスクをわざわざ背負う必要はないんじゃないかと思うんですけれども、そこのお考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 最近、特に、よく引き合いに出されるんですが、ひろゆきさんという方は、あくまでひろゆきさんであって、私は全く別の存在です。そして、ひろゆきさんが大変な影響力を持っているのは、私も存じ上げているんですが、あの方の主張が唯一絶対の正義でもありません。当たり前の話ですが皆さん理解されていると思います。

その上で、私の立場で、立場から申し上げますと、うまくまとめてほしいという願いを伝えました。その上で、先ほど公認、これをするつもりもないと言っています。許容すると、もちろん公序良俗に反する、駄目だ、当たり前です。誹謗中傷というのはよくない、ふだんから言っています。言ってますよね。言ってます。当然、犯罪になるような暴言、恫喝、許されるわけがありません。それらについては問題だと思う方が適宜、適切に対処する。先ほど来申し上げている自己責任、日本という国、社会はそうやって成り立っているというのが私の認識です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 今、切り抜き動画をですね、配信されている方々の中にはですね、広告収入を得ている方もおられます。本市のホームページなどで広告募集されていると思うんですけども、もちろん議会のページ、安芸高田市のページがあるわけで、こういった動画でですね、広告収入を得ることも、一つの方法だと思うんですけども、収益化する考えがあるか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 今のは、市のホームページ等、要は、ユーチューブのチャンネルでということだったと思うんですが、実は、既にその手はずを整えました。ユーチューブに申請をしたところですよ。どれぐらい入るのか分からないんですけども、実際やっている自治体もあるということだったので、安芸高田市でもやってみています。これも先ほど来の議論で、ちょっと出てこなかった点なんですけれども、改めてお伝えすると、市の知名度、認知度が高まるというのは、莫大なメリットがある話です。それこそユーチューブの再生数がなぜその動画を上げた人に金が入るかという、広告料なんですね。テレビのコマーシャル、CMだって、スポンサーは企業は広告料を払っているんです、莫大な金を。そうやってまでして自分の名前を世に広めたいんですね。世の経済主体というのは。その意味で安芸高田市の名前は、今、日本全国いろいろなところで話題にもらえるようになりました。何なら海外の日本人の方からもユーチューブ見ました、見てますという連絡が入るほどです。であれば、これは何よりの町にとっての活力と言わざるを得ません。御協力に感謝します。

一つ付け加えるならば、ふるさと納税ですね、今、集計しているところですが、この8月分からかなり伸びていますので、具体的な収益としても既にマネタイズが成功しているという評価をしています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田 邊 議 員 既に手続をしているということだったんですけども、それは、要は安芸高田市にはですね、安芸高田市の動画チャンネルもあれば、いわゆるこの議会のチャンネルもあるんですけども、僕もついこの間知ったんですが、議会のユーチューブチャンネルの著作権というのは議会ではなく市にあるということなんです、収益化の手続は、その議会のユーチューブチャンネルのほうもされているのでしょうか。それとも市のページだけなのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤総務部長。

○高藤総務部長 現在、収益化を行っておりますのは、市の公式ユーチューブということです。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 もしですね、議会のチャンネルも収益化しようということになれば、その判断というのは、著作権が市にあるということなので、市の判断でできてしまうものなのではないでしょうか。それとも議会の判断ですということなのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤総務部長。

○高藤総務部長 先ほど田邊議員申されたように、市のほうに著作権があるということです。その観点から見ると、市の関係、市の執行部、公共団体ですね、そちらのほうに権利があると思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田 邊 議 員 ユーチューブチャンネル、収益化については、市のほうの判断ということでした。ユーチューブチャンネル、市のほうは収益化の手続をされたということなんですけれども、ちょっとどのくらいの収入になるのか試算してみました。必ずしもですね、正確な数字ではないんですけども、あくまで試算です。市のチャンネルは直近30日で約1万1,400ドル、年間だと13万7,040ドルというのが試算です。議会のチャンネルで考えると、直近30日で約5,400ドル、年間約6万6,000ドルという試算、金額が出ました。財政難という中で、市のホームページのほうは収益化、市のユーチューブチャンネルのほうは収益化するということなんですけれども、議会のほうもこの収益化していくという、今後検討されているのか。それとも、ここについては収益化しないでおこうという判断なのか現時点でのお考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 今、ドルベースで御説明があつて、私も久しぶりにドルを久々に聞いて、ちょっと頭で追えなかったんですが、恐らく合計で二、三千万円ぐらいの年間収益ですよね。議会において、6万ドル、6万6,000ドルなんです、七、八百万円分、私としてはやるべきではないかなとは思いますが。

ただ、市に所属する、帰属するとは説明があつたんですけども、厳密には議会事務局が運用をしているチャンネルです。その上では、議会事務局と協議を、相談をしたいなとは思いますが。

ただ、もう一度お伝えしますが、安芸高田市議会というのは一円も稼いでいません。当たり前なんですけれども、これまで。であれば、何百万円も年間もらえる可能性があるんなら、当然そのようにするのが、市民の声になろうかとは思いますが。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

○田 邊 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、田邊議員の質問を終わります。
ここで、換気のため、11時20分まで休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。
15番 児玉議員。

○児 玉 議 員 15番、清志会の児玉史則です。通告に基づき、大枠2点の質問をいたします。

第1点目は、広島県立向原高校の存続に向けての支援について伺います。この件は、前回も質問をしておりますので、ちょっと重なる部分あるかもしれませんが、一つ御容赦いただきたいと思います。

向原高校存続は、現在においても厳しい状況にあります。存続に向けた新たな取組を行おうと思えば、資金が必要となります。県立高校は基本的には県の管轄ではありますが、地元ということで、当市が存続に向け、支援をされていることは承知しております。

しかしながら、今後も引き続き存続に向け、新しいアイデアを実施しようと思えば、ふるさと納税を有効活用することも必要ではないかと思っています。

そこで、以下の質問をいたします。

まず、使い道の指定されたふるさと納税、これの使い道ですが、これは指定された事業にどれぐらい充当されているのか伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 まずは、例によって、部長から答弁を行います。

○大 下 議 長 引き続き、答弁を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 ふるさと納税による寄附金につきましては、寄附をされるときに指定された使い道ごとに区分をして、一旦基金に積み立てております。そうして、翌年度以降に指定された区分に関連する事業の財源として活用をさせていただいております。どのぐらいというところでは、事業費の大小により違いはあるんですけれども、いただいた寄附金を翌年度に全て充当できる場合もありますし、数年かかって充当する場合がありますが、指定された区分どおりに充当をさせていただいております。
以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 全て充当されているということであれば、我々もですね、寄附金をお願いするときに指定事業はその枠で使っていただけますよということで、これは非常に話しやすいだろうと思います。
続いて、2点目の質問に移ります。

向原高校では、現在、下宿先の確保、下宿生に対する家賃補助また放課後塾も来年の生徒募集に向け計画されています。向原高校存続のために使い道を指定されたふるさと納税は、こういった存続のためのアイデアに活用すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 世間の皆様の御理解が、恐らく余りない部分なのかなと思うので御説明すると、ふるさと納税の実情からして、今、お話になったような区分を設けても新たな税収はほとんどないと思います。その代わりに何が起きるかという、既存のほかのところへの財源が削られる、圧迫される。この可能性が高いです。というのは、特に向原にゆかりのある方であれば、もう既にふるさと納税してくださっていると思います、かなりの程度。例えば、それが年間100万円ですと。でも、それは安芸高田市の例えばふるさと何とかとか、市長お任せとかってもう入っているんですね。これを向原高校にしたら100万円がそっちにいったって、ここに100万円の穴が開くだけなんですね、追加が入ってこないだろうというのはそういうことです。例外的に、先般行ったのは、サッカー公園の整備ですね、これはなぜかという、サンフレッチェのサポーターというのは、広島県内に、それこそ県外も含めて非常にたくさんいらっしゃいます。安芸高田市を知っているコアなファンもいらっしゃれば、ほとんどは知らないんですよ。練習場があるぐらいは認識あるかもしれませんが、ユースがここ的高校に通っているとかであるならば、その人たちへ向けて安芸高田のサッカー公園というのは、サンフレッチェのためにあるんだと打ち出せば、サッカー公園に向けてサンフレッチェサポーターからお金が流れてくる。この方々は恐らく今まで安芸高田市に入れていないですね、ほかにやってたか、もしくは、やってなかったものを安芸高田市に注いでくださる。これが生きる方法だと思って実行をしました。

その意味で、今、児玉議員がおっしゃったような地元の関係者ですね、地元有缘がある方の寄附を募るのであれば、クラウドファンディング、クラファンですね、こちらのほうが形としてはちょうどいいのではないかと思います。ぜひとも地元の名士として、安芸高田市議会の副議長の名の下に、このクラファンを活用していただければと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 クラウドファンディングっていうのは、一つの考え方としてありますね。少しですね、ただ、そういう事業化ということでお話をしてみたいと思うんですが、今、向原高校の置かれている状況、これは市長御存じかとは思いますが、今、県教委がですね、統廃合の基準見直しを進めています。これは今年度ですが、入学する生徒数が3年連続で27名未満になると、募集停止の対象となると。これは県議会でもまだ議論もしておるようですから、はっきりとはまだしておりませんが、我々として

も要望はお伝えしておるところです。向原高校の実績を見てみますと、2021年から27名を割っておりまして、2021年が18名、2022年が21名、2023年が15名と、こういう状況ですから統廃合の対象に引き続きなつとるということだろうと思うんですね。新しい基準が27名という、決まっているわけではありませんけども、これを前提に考えると次年度、来年度の2024年、もう喫緊ですけども、とにかく過去の入学者を見てもプラス10名ぐらいはどうしても考えないといけないと。そういったことで向原高校のほうでも、今、全国に向けた生徒募集をやったらどうかというお考えで、今、進められております。そうなると、やはり難しいのが下宿先ですね。そういった確保が難しくて、過去にもですね、県内からハンドボールが活発なときに向原高校にという相談も受けたことがあったんですが、残念ながらそのときには下宿先が見つからなかった。今回、ありがたいことに10名程度の下宿先の確保ができたということでありますので、そういったことで全県に生徒募集をかけられているという計画を立てられております。

ただ、それだけでは、やはり募集するのに魅力が少ないということで、大体1人当たり下宿費が6万円から7万円というのを見込まれておるわけですけども、3万円ぐらい一人の助成をしていけば、募集するのに魅力がもっと強くなるんじゃないかと。そういう思いでおります。

市長が、前回のときもおっしゃいましたけども、アディショナルタイムですね、もうこれは本当に喫緊の時間がないというところで、こういうアイデアが一つ出てきておるわけですね。これも実現可能性であるということで、一つ、先ほどクラウドファンディングというお話もありましたけども、安芸高田市の支援として、事業化してみたいかと思うんですがこの辺いかがでしょう。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 では、昨日から続く一般質問で、何回もお伝えしている概念を整理してお知らせします。

まず、何かの協力を頼むならとお話をしました。口を出すんじゃなくて金を出せと。上からの意見を言うんじゃなくて下から意見を聞けと。誰か動かそうとするんじゃなくて自分が動けと。まず、一つ。クラブファンやってください。お願いします。その覚悟が地元になれば、先ほど来、お話ししているとおり、二つ目ですが、自助の概念です。

誰かがやってくれるんじゃ誰もできないんです。やらないんです。だから、今こうなっているんです。自分がやるんです。

そして、三つ目、先ほど田邊議員がおっしゃったところです。この下宿先の確保、一つ向原高校を志願するハードルを下げることににはなるかと思えます。

ただ、決定的なそれが動機になるかという、やはり難しいと思います。下宿代が惜しいから向原高校に行かない。ほとんどそういう方はい

ないんじゃないかなと思います。どこの高校に行くか、一番の理由は、その学校でどういう教育が受けられるかに尽きるはずです。なぜならば、高校の教育施設というものは、それが目的だからです。存在理由だからです。その意味で、先ほどお話にもちょっとあったんですが、向原高校としてどのような売りを出していくのか、打ち出していくのか。まずこれが必要です。これについては、昨年度ちょっとその前から既に高校とは打合せをしてきています。その中で、市に対して要望をもらい、市としてできることを考え、それに予算を割けるように枠組みはもうつくってあります。市はもう動いています。動いていない方、即刻行動を起こすようお願いをします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 先ほどから、クラウドファンディングの話が出るんですが、ふるさと納税をですね、なぜやっていただきたいかという、一つには税金の控除ありますよね。それから返礼品があったり、あるいは、安芸高田市の業者の方にも売上げのほうがあるんだろと思うんですが、そういったこともあったり、それから、令和4年度の10月のふるさと応援の寄附を見ると、市内高校応援ということで500万円ほど、これいただいております。そういったこともあって、今、向原高校のOBの方、こういった方からもふるさと応援の会なんかが、ほとんど向原高校の卒業生の方が非常に多いんですけども、そういった方からもふるさと納税の活用という話をいただいています。かなり卒業生の方がおられるので、これはふるさと納税を別にやっても安芸高田市が窓口になっていただく。そこを通して、今の県立高を支援していただくということになりますから、非常に集めやすいんじゃないかと思うんですね。そういったところで、そういう思いがあってお話をしておるんですが、もう一度、ふるさと納税の活用ということで、御検討いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 論点がどこにいったのか分からなくなっているんですが、特定の方が寄附されているふるさと納税としてとおっしゃったんですが、だったら高校に直接寄附をするように促せばいいんじゃないでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 実際に、OB会とかPTAとか受け皿ありますから、そういうところにあるんだろと思うんだけど、先ほど申しましたように、やっぱりメリットがありますよね、ふるさと納税を活用すると。そういったところで寄附を募るときに、非常にお声がけしやすいということもあるんだろと思うんです。そういったところが利用できないかなというところでお話をしております。今一度いかがでしょう。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 引き続き、児玉議員がどの辺りに重きを置かれているのか。ちょっと図りかねるんですが、むしろその郷土愛、高校を愛する心というくだりで始められたかと思うんですが、だとすれば、餌で釣り込む必要はないんじゃないですか。直接寄附をしてもらうなり、それが不特定多数だというならば、クラファンというアドバルーンを掲げればいいわけです。ふるさと納税というのは、非常にロスが多い税制なんですね。税制というか、寄附の一形態なんです。それを勧めるというのは、あえてロスを抱えにいくという、非常に非効率的な発想に私には思えるんですけども、ゆえに、まずクラファンでやられるべきだと思いますし、そこまでおっしゃるなら。寄附したい、している方がいるんだったら寄附を直接するようにいってあげれば、全て解決できるんじゃないでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 結局のところ、県立高校の存続ということになると、実際は地元の自治体が非常にこの学校を必要としとるという姿勢というのを、一つこれは気持ちの部分ですけども見せる必要があると思っているんですね。
自治体から県立高校に対して、ふるさと納税の寄附を使って支援するにしても、する形を見せると教育委員会の取り方としては、県教委の、当然、地元の自治体がこの学校を必要としていると、そういう気持ちも、これは想像ですけども、そういう気持ちも動くんじゃないかなという思いは持つとるわけです。そういったところで、やはり地元の自治体が支援をしていただくということが一番いろいろなところを考えてみて効果があるんじゃないかなと思っているんですが、再度、もう一度いかがでしょう。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 今のお話を、私なりに整理すると、市がふるさと納税の対象に県立高校を指定したら、県教委の気持ちが変わるという主張に聞こえたんですけども、そんなことはないんじゃないかなと思います。それで済むなら、それはどこもそうやって、結局、一周して振出しに戻るだけじゃないでしょうか。本質的な議論を県教委はしているはず。広島県全体の、日本国全体の人口動態に照らして、高校の数が、県立高校の数がどうあるべきかという議論が出发点です。自治体のふるさと納税の有無いかんでは、変わらないと私は捉えます。なので、これ以上、長々説明するのがないんですが、これはもうそこまでおっしゃるなら私の見解を述べますが、であるならばです。なぜ、これまでほっといたのかと、そこにどうしてもブーメランが飛びますよ。向原高校に限らず、吉田高校も含めて高校に対する補助金削られてきています。きてたんです、これまで。ですよ。議会は承認していますよ。予算の中で、決算でももちろん。

今までそうやっておいて、何をこの期に及んでどの口がいうんだと、市民は思うんじゃないでしょうかね。私の勝手な思い込みかもしれませんが、もう一度、繰り返し前のそれこそ前回の児玉議員の質問に対して答弁をしたんですが、分が悪くなったからゴールポストを動かそうとするんじゃないくて、そんなことを子どもにやって見せられないじゃないですか。ゴールポストは動かせないんです。動かしたら駄目なんですよ。ゴールに向かってシュートを打つんです。点を入れるんです。それが大人の仕事です。シュートを打つようにお願いします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 なかなかここは意見もすり合わんというところで終わりたいと思うんですが、いわゆる事業が出てきたということですね、下宿の。新しい事業が出てきたんで、これを何とか支援してやりたいというのが一番の素直な気持ちです。その支援のやり方で、当然、お金が要るわけですから、そのお金をどうやって集めるかということで議論させていただいたんですが、ここは意見がすり合わなかったということで、次の質問に入りたいと思います。

2点目は、市内の小・中学校の体育館への空調（冷房）設備の設置に関し、今後の方向性を伺います。

この件は、先日の補正予算でも報告がありましたんで、ただ、一般質問先に出しておりましたから、重なった質問になりますけども御容赦いただきたいと思います。

現在の温暖化の進み具合は、年々猛暑日が増えてきており、学校教育における屋内での体育授業にも影響が及ぶ状況にあります。夏休みを挟んだ7月、9月にも猛暑が予想されること。また、避難所として活用される施設もあるため、命を守るための対応が求められているように思います。

そこで、以下の質問をいたします。

文部科学省の体育施設への空調設備への支援の在り方は、どのような状況か伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 教育環境の改善、それから避難所としての防災機能強化を図るため、体育館への空調設置について、文科省の補助制度がございます。2023年度から2025年度までの3年間は、通常補助率が3分の1のところ、2分の1に引き上げられております。この補助金は、断熱性のない体育館については、空調設置と合わせて断熱性確保のための工事費についても補助の対象となっております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

- 児玉議員　　もう一つ、今のこの補助金を使った形で、現在の全国の公立の小・中学校、これの体育館の設置状況ですね、また、広島県、これはどういう状況なんか。御答弁をお願いしたいと思います。
- 大下議長　　答弁を求めます。
柳川教育次長。
- 柳川教育次長　　2022年、昨年ですね、昨年9月現在の文科省の公表している数値でございますが、全国の小・中学校で体育館への空調の設備設置率は11.9%です。広島県に限りますと、県内23市町中6市町で設置があり、広島県内の体育館の設置率については3.1%となっております。
以上です。
- 大下議長　　答弁を終わります。
児玉議員。
- 児玉議員　　広島県は3%ということ。ただ、これは都市部とばらつきがありますから、恐らく平均見ても、東京とか大阪とかいうところは高いんだろーと思うんですね。一律やっておるところと、やってないところという差じゃないかと思うんですが、もう一つですね、2分の1の補助ということですから、残り半分はこれ市の負担ということになります。補正で出されておる金額が、調査設計委託料と工事請負費で、これは合算してみりゃいいんですか。合わせて1,550万円ぐらいになるんですかねこれ。その一つの体育館で、実際に安芸高田市が負担するのはどれぐらいの費用と考えたらよろしいんでしょうか。
- 大下議長　　答弁を求めます。
柳川教育次長。
- 柳川教育次長　　体育館1か所当たり、これから設計をしますので概算ということではございますが、1か所当たり大体約8,000万円から9,000万円を見込んでおります。したがって、補助金の裏については財政課との協議にもなりますが、できるだけ有利な起債を充当するような方向で考えたいと考えております。
以上です。
- 大下議長　　答弁を終わります。
児玉議員。
- 児玉議員　　8,000万円というのは、安芸高田市の負担ということで見ていいんですか。
- 大下議長　　答弁を求めます。
柳川教育次長。
- 柳川教育次長　　工事費ベースで8,000万円、9,000万円ということですので、それを対象に2分の1が補助金、残りの2分の1を有利な起債等充当できればというふうに考えております。
以上です。
- 大下議長　　答弁を終わります。
児玉議員。

- 児 玉 議 員 先日の報道で、どこの報道だったか忘れましたが、東広島市だった
ですかね、太陽光と一緒に併せてやるというような、いわゆる再生可能
エネルギーの導入の国の交付金も合わせて活用しながら、エアコンと同
時に太陽光設備も導入するというような新聞記事があったように記憶し
ておるんですが、無論、また加えますと、当然、投資の負担が増えるか
と思うんですが、そういったことは検討の余地っていうのはないでしょ
うか、あるんでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 設備投資が必要となってきますので、ちょっと現時点では太陽光の設
置等は考えておりません。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。
- 児 玉 議 員 2点目の質問に入ります。
安芸高田市として小学校への空調設備の導入に向け取り組む考えはあ
るか。これは先ほどからいただいておりますが、再度お願いいたします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 先ほどの次長の答弁でも御理解をいただけたらと思いますが、現在、
小学校へ空調を整備する考えは持っております。その場合、現在、市内
小学校の体育館が避難所指定を受けている体育館がございます。設置す
る場合は、そういった避難所に指定をされている体育館あたりを優先し
ながら検討していきたいというふうに考えております。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。
- 児 玉 議 員 避難所のあるところからということですが、いわゆる今後ですね、
2025年まで2分の1、国庫が負担してくれるということですが、今の
4,000万円で見れば、小学校だけ見ても7校ですか、2億8,000万円ぐら
いかかるとすると、当市の負担、先ほど財源起債でということでしたけど
も、これは2025年までに7校やってしまうというお考えでよろしいで
しょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 その点についてはですね、当然、2025年度までというのがございま
すので、市長のほうと協議をしている段階でございます。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。
- 児 玉 議 員 協議中ということで、市長、今の現状のお考えがあればお願いします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

- 石 丸 市 長 教育委員会と相談をしたときには、私のほうから2025年度に駆け込んだほうがいいんじゃないでしょうかとお話をしました。なので、その意向を持っています。駆け込まないとですね、例えば、毎年1か所ずつぐらいのペースでいくと、2026年度以降にずれるんですけど、そうすると、大体市の負担が数千万円膨らむことになります。もちろん財政、余力がないので急に来年度、再来年度にぱんぱんにできるかどうかというのは、またちょっと財政面での検討が必要ではあるんですが、数千万円浮くんであれば、何か基金を取り崩すなりして対処するのも一案ではないかと考えています。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。
- 児 玉 議 員 全く同感ですね。国庫の2分の1があるときにやってしまうということで、理解をしておきます。
次に、中学校に関しまして3番目の質問ですが、中学校は統合を控えておりますけども、空調（冷房設備）の導入に対する考え方を教育長に伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 中学校体育館についても、同様にですね、できるだけ早く設置をしたいというふうには考えております。
しかし、現在、中学校統合に向けての準備も進めておりますので、中学校統合が決定をした体育館については、ぜひとも空調整備を整えたいというふうに考えております。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。
- 児 玉 議 員 学校施設環境改善補助金ですね、これは体育館だけになっておるんですが武道場もありますよね。武道場って、夏場にこれ剣道なんかやっておるんですけども、そういったことを考えますと、これは国庫補助の対象にはなってませんけども、武道館っていうのはどういうお考えを、今持たれているのか伺いたいと思います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川教育次長。
- 柳 川 教 育 次 長 まずは、避難所に指定されている体育館、それから通常体育館が先になろうと思いますが、武道館についても中学校数か所ございますので、今後の検討に加えていきたいというふうに考えております。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。
- 児 玉 議 員 年々気温が上がってきていまして、北海道でしたか、小学生の女の子が熱中症で亡くなられるというような痛ましい事故がありましたけど、基本的には、今から先っていうのは夏場っていうのは、外で運動するの

が非常に厳しく年々なってくるのではないかと思いますけども、そうすると、運動するのが屋内ということになってくるんじゃないかと思うんですが、現在、今の体育館あるいは武道場なんかで、気温が上がったときには使用を禁止するとか、何か規制をかけられていることがあるんでしょうか。あれば教えていただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。

○永井教育長 議員おっしゃるように、ここ近年の温度はかなり高くなってきております。したがって、現状では体育館については大型扇風機でありますとか、あるいは、暑さ指数計を置きまして、運動を中止するというような措置も含めて、対応のほうを取っておる状況がございます。今年度も、もう数回体育館での活動を中止したということもございます。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 非常に、中学校っていうのはクラブ活動が活発ですから、子どもたちへの影響が非常に出ますよね。体育においてもやはり規制がかかってくると。そうしますとですね、先ほど全国の展開率でもありましたけど、いわゆる東京都なんか82%とかですね、非常に展開率高いわけです。こういったところは、やはり財源が豊かであるということになるんだろうと思うんですけど、この財源によってですね、やはり体育関係の教育の中身が変わってくると、こういうのは非常に極端に言えばあっちゃなんのじゃないかなと思うんですね。そういったところで考えますと、財源の豊かなところはどんどんついていく。財源が乏しいところは後回しになってる。これはですね、市長は嫌われるかもしれませんが、やはり国の国庫補助継続してもらおうとか、あるいは3分の2にしてもらおうとか、極端にいったら国の事業でやってもらおうとか。こういったところは、今の働きかけをですね、これは市教委から県教委、広島県も課題があるだろうと思うんですね、3%ぐらいでは。そういったところを県教委にも上げていく、あるいは、県教委から文科省のほうに上げていく。そういった動きが必要になってくるんじゃないかと思うんですが、これ教育長お考えいかがでしょう。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。

○永井教育長 現在、広島県の場合はですね、23市町そろっての教育長会と、もう一つは14市での都市教育長会と呼んでいますが、その二つの教育長会議が開催をされております。当然、そういう場では、様々な条件設備等を含めて、最近でいいましたら、特に教職員の定数増あたりが中心にはなっておりますが、今ありましたようないわゆるハード面の条件整備等についても、県の教育委員会を通じて国のほうに上げていただくように、また、教育委員会として文科省のほうへ直接、これは文章ですが要望をす

るというような取組活動は、現在行っております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 合わせて、我々もですね、一緒にこれはその辺のところは要望は伝えていかないかなというふうに認識しておりますので、そのことをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、児玉議員の質問を終わります。
ここで、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。

1番 南澤議員。

○南 澤 議 員 1番、シセイクラブ、南澤克彦です。
通告に基づきまして、大枠1点、質問いたします。
公共施設等総合管理計画についてお伺いします。

2015年からの20年間で公共施設の総延べ床面積30%以上の削減をすることを目標に掲げた当該計画ですが、その4分の1以上が経過した2021年末での達成率は、約4%でありました。さらなる適正化の推進を図り、2022年9月に計画の改定を行い、合わせて、廃止方針施設リストが提示されました。そのことについてお伺いいたします。

まず、一つ目、そのリストにある廃止方針施設が廃止・譲渡・移転・統合された際には、達成率はどの程度になりますでしょうか。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 まずは、部長から答弁をといるところなのですが、数値だけなので、33%です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 33%ということで、これが計画どおり廃止なり譲渡なりであることができれば、目標の30%を超えるということだと認識しました。
続きまして、次の質問に移ります。

リストには個別計画がありまして、個別計画の中で大半のものは、平成37年、令和ですと7年までに廃止なり譲渡なりをするということが書いてあったんですけども、その定め、時限の表記がないものも幾つかあります。時限についてはどのように解釈したらよいのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤総務部長。

○高藤総務部長 廃止スケジュールについては、安芸高田市個別施設計画の中に記載さ

れております。現在、その計画の策定、目標達成に向けて安芸高田市のその計画を改定を行っております。今月中には公表したいと考えております。この改定に合わせて廃止方針施設リストも修正作業を行っており、計画期間の2034年までに廃止する施設を年度ごとに表示するようにしております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今月中に新たなものができ、年度ごとにいつ廃止になるかということが、これから提示されるということで、またそちらを見て、改めてその詳細については質問していきたいと思います。

続きまして、3番の質問に移ります。

公共施設等総合管理計画には、市民と問題意識の共有化を図るため積極的に情報開示するとあります。三重県の四日市市ではですね、施設別行政コスト計算書というのを導入し、住民1人当たりや測定単位あたりの行政コストを示しています。安芸高田市のものにも利用者一人当たりどれぐらいのコストがかかっているのかというのは提示されているんですけども、そのコストの算出方法について、まずお伺いしたいと思います。その行政コストというのは何が含まれていますでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長 経常的な経費が主になると思います。電気代でありますとか、修繕、あと、施設管理の機器とかの保守点検、そういったものを合わせて経常的なコストを出しております。

それと、あと収入がある場合は収入を引いて、それで経費が幾らかかっているかということを出しております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今、全部メモを取ることができなかったんですけども、収入があれば収入を引いた上で、保守等、水道光熱なんかも含まれているのかと思うんですけども、その中に、職員の人件費といったものは含まれていますでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 基本的にはですね、職員の人件費も含まれるべきなのかもしれませんが、この中では維持管理経費ということで主に考えておりますので、そこまでは入っていなかったと思います。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時07分 休憩

午後 1時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
先ほどの答弁を続きをお願いいたします。
高藤部長。

○高藤総務部長 ここには、人が張りついている場合がございます。施設ごとにですね。
そういった場合には、その賃金であるとか、報酬とか、人件費といった
ものもそれなりに含めて計算しております。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 これは、公共施設等総合管理計画の個別計画の1の⑤庁舎（本庁舎）
編のところですね、その3ページに、管理コスト推移というところで、
管理費、管理運営経費（建物保守経費・光熱水費・通信費）とありまし
て、これを算出根拠としているのかと思うんですけど、今の説明だと人
件費も入っていたということなのですが、これ個別計画の中には管理運
営経費が多分1人当たりの管理運営経費が入っているものと入っていな
いものがあるんですけども、ここは統一されていますでしょうか。それ
とも各施設ごとで統一されてないでしょうかお伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。

○高藤総務部長 それぞれの担当課のほうで、これを作成したわけなんですけれども、
施設の中においては、人が配置していないところとかあります。そうい
ったものについては、まずは起こりません。それでもって、あと、それ
が配置してあるところには必ずついていると思います。職員が関わって
いるところは、それなりについていると思います。そういったところで
人件費があったり、なかったりという施設はあると思われます。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 職員がいらっしゃらない、例えば、グラウンドとか、そういったとこ
ろもあると思いますので、そういったことは理解できます。
ただ、何を計上するのかというための、そのフォーマットというのは、
全ての部署、部局において統一されたものがあるのかないのか。そこを
再度確認したいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
高藤部長。

○高藤総務部長 先ほど、最初に申しましたように、基本的には人件費は入るというこ
とで、その代わりがあれば、必ず人件費もそこに加わっているという考

えです。

以上です。

○大 下 議 長 続いて、答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 統一したフォーマットというほどではないんですけども、フォーマットというか、同じ目線で集計をしています。それはもちろんですね。元をただすと、そのグラウンドなり何か箱物ですね、それを運営するために年間幾らかかりますか、それです。シンプルに言えば。なので、無人のところであれば、人件費は基本的には発生しないですよ。なので、人が置いてあるところには載りますよね。それは同じ目線で計上してあります。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 重ねて同じところなんですけれども、管理運営費の中に、管理運営費なので減価償却というのは計上されていないのかと思うんですけど、その辺りを確認させていただけますでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 これは決算を基に計算しております。そうした中で会計的には単式簿記というか、減価償却が入っていない会計ですので、そこはちょっと見ておりません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。単年度で運営していくのに幾らかかっているかということが計上されているものを基に、ここに情報が載っているというふうに理解しました。

そこで(3)の質問なんですけれども、結局のところ、今使っている施設がどれくらい税金で市民の皆さんが負担しているのかというところ。それと、使っている人が一人一回使うと、それがどれくらい税金が投入されて利用しているのか。そういったところの情報が開示されるとですね、住民の皆さんも、この施設はこんなに皆さんがお世話になって使わせてもらっているのかということも分かってくるし、たくさんの方が使えば、その分、1人当たりかかるコストっていうのは少なくなってきて、一回自分が使うのに、それ3万円も税金を使っているって、これはおかしいことだと思うんで、もっとみんなで使おうよというような話になってくるんじゃないかなと思います。

そういった意味で、例に出させていただいた四日市市のものというのは、住民1人当たりの純経常行政コストと測定単位、つまり1団体とか、一人とか、そういう測定単位でどれくらいコストがかかっているかというのを可視化するものであります。こういったものがあると、住民の方々との認識も共有できる、行政職員さんもその施設運営するのにです

ね、幾らコストがかかっているのかというのがはっきり認識できると思います。コスト意識を高めることができるのではないかと思います。こういったものも導入する必要があるのではないかと思います。市長の見解をお伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 南澤議員が御指摘のとおりですね。情報開示というものをもっと積極的にしなければならないと思って、この3年間努めてきました。

一方で、実は、先ほど来話に出ています行政コストというものです。名称は違うんですがほとんど同じ概念はもう既に運用されています。安芸高田市において。何で知られてないかという話なんですが、情報開示していないから、してなかったからです。いつそれが発表されたかといえ、もう4年前ですか。2018年から19年にかけて、具体的にいえばピンポイントに2019年の3月に公共施設の利用料金を改定しようという議論がここで行われました。そのとき議員だった方多数いらっしゃいますが記憶にはあるはずです。その場で、施設に一体幾らかかっているのか。そのうち、幾らが利用料金で賄われているのか。間がこれだけあると、こんなに財政で赤字を補填していたら持たないから、料金を見直す、要は引き上げようという議論をして、少しだけ料金が見直された。それが2019年の3月です。そのときに、当時の執行部、議会は情報開示が十分でなかったという評価をしています。何かというと、結果だけは市民にさすがに伝えています。料金改定したので、500円が600円になります、ようなね。市民はそれだけ聞くと高くなったねで終わりですよ。市民に考える機会を提供できていなかったという、これは大きな反省点だと思います。

です。先ほど南澤議員が、四日市市の例も挙げてくださいましたが、行政コスト、そもそもの考え方を市民に共有すべきだと思っています。実際、この例ではないんですが、ほかの事象においては、広報紙等を使って、かなり細かく丁寧に市民に向けて背景から説明をしてきました。そもそも総合計画をかなりの紙面割いて、公共施設等総合管理計画ですね、総合管理計画を、かなりの紙面を割いて説明をし、どれぐらい財政が厳しいのか。先ほどコスト意識とおっしゃったんですが、財政感覚というんでしょうか、いかなれば。これが全くもって安芸高田市民にないといっても過言じゃないと思います。そこにできた道の駅ですら繁盛してるんじゃないかなというような、夢見心地の市民がほとんどだと思いますが、あの施設2,700万円の赤字垂れ流しているんですよ。出血大サービスもいいところです。持続可能ではないんです。なので、早急に改めなければならないというのを、これまで重ねて機があるごとにお伝えをしてきました。

その意味で、既に概念としては、市は持っていて、そして、実際運用もしていますので、あとは、この後しっかりと開示していく。その場が

どこかといえば目先です。9月20日、水曜日、総務文教常任委員会でこの料金改定に向けた受益者負担の適正化、これを説明します。この中身は、当然、執行部としても、また公表し説明をしていきますが、市民の代表は皆さんなんですから、議員なんですから議会で得た情報はしっかりと、今、目をつむるところじゃないですよ。話を聞くところです。しっかりと責任を持って市民に伝えていただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 この四日市市のそのものではないにせよ、そういったものが既に運用をされていて、ただ開示がされていないと。開示については、9月20日の総務文教常任委員会でということでしたので、そちらのほうを見て、また、その場でいろいろと質疑を重ねていきたいと思います。

では、同じところですね、コストを算出するに当たって1平米当たりの運営コストもこの個別計画の中で出ている箇所もあって、出ていないところもあるんですけど、この1平米当たりの運営コストをここに掲示している、提示している理由をお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 基本的に、情報をより多く載せている部分と、ちょっとそこが抜けているというか、ない部分もありました。そうした中で、出せるところは出したと思うんですけども、全部が出ていないので、そういったところは改善する必要はあると思います。1平米当たり出ることによって、より多くの情報、どのぐらいかかるとるのかなというような内容が、皆さんに分かってもらえるものだとは思っております。

今、出ていないところにつきましては、今後、出せるところは考えていきたいと思います。出ているところと出ていないところがあるという状況は把握しております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 加えてなんですが、廃止リストにある施設をですね、逐一調べていくとですね、設置及び管理条例ですね、いわゆる設管条例があるものが大半なんですけれども、ないものも存在していると、このあたりはどういうふうに整理をしたらよろしいんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高藤部長。

○高藤総務部長 基本的には、設管条例はあるものと思っておりますが、既に廃止したものが載っとる場合とかあった場合には、載っていない場合もあるかもしれません。基本的には、設管条例はあるはずです。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 具体的にお伺いしたほうがよいかと思うので、具体的にお伺いします。具体的には、旧刈田小学校体育館と、旧小田東小学校の体育館がですね、社会教育施設等設置及び管理条例の中に位置づけられていないかと思うんですけども、こちらが設管条例の中に位置づけられていない理由をお伺いできればと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 旧刈田と旧小田東ですかね。閉校になった施設でございまして、閉校になった当初は、社会体育施設として設置管理条例を設けておりましたけれども、この間、閉校した学校の跡地活用ということで、現在、事業者の方と賃貸あるいは売却に向けて協議をしているところでございます。したがって、見直しの際に、この2件の建物については、社会体育の利用も停止をしておりましたので、社会体育施設から外しているという状況です。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今の説明だと、民間活用のところということだったんですけども、一方で、同じように民間活用の対象になっている旧郷野小学校の体育館は、社会体育施設等の設置及び管理条例の中で位置づけられています。これは、体育館が対象じゃないということだったら理解はできるんですけども、そういったことなんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 旧郷野小学校につきましては、先ほどの2件を民間提案にかけたタイミングと、ちょっと1年ずれておまして、そういうことで体育館の利用も継続をしているということもございましたので、旧郷野小学校については、まだ社会体育として位置づけておりますけども、今後民間提案の方との事業、協議が進んでいけば、時期を見て社会体育施設から外すという措置を取りたいというふうに考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

(4)当該計画書には、利用実態の少ない体育館及びプール等は廃止するとあります。利用実態を少ないと判断する基準は、何かございますでしょうか。総合的な判断ということになるのかもしれないんですけども、それ以外で明示できるものがありましたらお答えください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 最終的には、おっしゃるとおり総合的な判断になるんですが、一つの目線を御説明します。

何かといえ、適正な受益者負担が実現できる利用者数、これが一つの目安となります。逆の言い方をすれば、利用者数が少ないとですね、先ほどの受益者負担を適正化するために必要な利用料金が跳ね上がりますので、これでは現実的じゃないということで、先ほどの利用者、利用実態が少ないという判定に至ろうかと思えます。例えば、100万円かかる施設があつて、年間100人しか使わないとすれば、一人一回1万円です。高いですね。でも、1,000人いれば、1回1,000円で済みます。1万人いれば100円です。その施設が100円に値するのか、1,000円に値するかどうかというのは、最終的には総合的な判断になるんですが、1万円というのは、普通の施設の利用料としては恐らく利用者耐えられないと思えますので、その辺りが目線です。

また、違う言い方、もっと簡単に言えば1時間当たりの利用者数、平均的な数ですね、これが数人しかいない施設実在します。これはもう直感的に利用実態が少ないという判断になろうかと思えます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 考え方として、確かに、その施設を維持するのにはお金がかかって、わずかな人しか使っていないというところから、見切りといったらあれですけども、判断をしていかなければいけない。たくさんの人が使っているところは、当然、皆さん公共性という点でも必要なものになるというのをよく理解できます。であるんですけども、それぞれだとは思いますが、そこのボーダーですね。どこにあるのか。この施設、みんなが余り使っていないよねと判断するのは、その適正受益者負担が幾らなのかというところは、何かあたりというかですね、判断基準となるものをつけているのかどうなのかという点をお伺いしたいと思えます。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 受益者負担をどの程度求めていくかということについては、その施設が公共性がどれほどあるかということに関係が深くあるかなというふうに考えています。例えば、集会所でありますとか、文化施設のような多くの市民に使っていただいてというふうな必要があるような施設であれば、一般的には25%程度の受益者負担を求めるべきだろうかというふうな、そういう一つの案があります。

また、スポーツ施設など、使う人使わない人、それぞれの活動の状況によって違うというものであれば、例えば50%など、後は、その施設自体がもうけをしっかりと取っていかないといけないような観光施設であれば、もう少しその割合は上がるべきです。そういうふうに、その施設の公共性の高さによって、その目安をつけるべきかというふうに考えてい

ます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 その施設の公共性とかですね、その意味合いによって、比率を変えていくというお話だったかと思うんですけども、その整理というのは、どこかで公表されて、そのパーセンテージ、今どれくらいなのかというのは、可視化されるものなのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 今度御説明します、総務文教委員会のところで御説明する中では、その施設の一部について、こういう考え方でというふうなことをお示しする予定です。

以上です。

そのほか、全ての施設についても、この施設分はこういう公共性がどのくらいあるかということについての整理はする必要があるというふうに考えています。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 その受益者負担率が、現在どのようになっているかということですね、住民との共有が必要だと思うんですけども、これは今後になると思うんですけども、その共有をするお考えがあるかないか。お伺いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほどお伝えしたとおり、情報公開をしっかりと行っていきたいと考えています。

少し部長が触れて、今度、委員会でもお話しするところではあるんですが、もう一度せつぱくなんで整理をしておく、この受益者負担の適正度合いですね、何%求めるのか。二つの軸によって成り立っています。非常に簡単ですね。供給と需要、需要と供給、この二軸です。需要サイド、要は市民が要るかどうかでは、みんなが要るか、一部の人がしか要らないのか。この需要サイドですね。供給サイドは、それが行政じゃないと提供できないのか、行政じゃなくても提供できるのか。この高低の掛け合わせで100%受益者負担であるべきなのか、ゼロ%であるべきなのか。それが求まるというマトリックスを設けています。ちょっと絵がないので、なかなか説明が難しいんですがその立てつけです。

今、お話しした概念は、利用料金の改定でも必要ですし、何よりも個別計画ですね、公共施設の個別計画の中に織り込まれる話です。その意味では、この10月だったと思いますが、今年も市民に向けて財政説明会を

行います。その中で、具体的に先ほども御質問があった、どの施設がいつなくなるんだと。当然、その料金も含めてですね、市民に向けて説明を行う予定です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。今そういった何をもって少ないと判断されるのか。利用頻度が少ないとされるのかとかですね、適正な受益者負担が幾らなのかということをお伺いして、それに対して、執行部のほうで案を練っているということ。そして、それをですね、9月20日の委員会で開示いただいて、説明いただけるということで、それをもってですね、また疑問点とかですね、市民にとってどうなのかというところは、情報を得た上でまた考えたいと思います。

ですので、これをもちまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○大 下 議 長 以上で、南澤議員の質問を終わります。
続いて、通告がありますので発言を許します。
11番 熊高議員。

○熊 高 議 員 11番、熊高昌三です。

今回の一般質問、随分スピード感のあるやり取りだったんで、こんなに早く来るとは思いませんでしたが、私のほうも昨日からのいろいろ答弁を聞きながら、随分理解ができた部分がありましたんで、それも含めて、さらに理解を深めていくような質問にしたいと思っております。

今回、政治改革と政策推進についてということで、お尋ねをしております。

まず、(1)として、先般、令和5年度安芸高田市議会地域懇談会を私たちは行いました。その結果、私が感じたことは、多く3点ほどありました。

一つは、議会と市長の対話を行ってほしいという市民の意見が多かったこと。それから、良品計画事業を推進してほしいということ。そして、三つ目に、地域懇談会などで発言した市民の声を、早く市政に反映してほしいという、この三つが私の記憶に残る大きなものでありました。

そういった中で、良品計画と地域懇談会の市政に早く反映するということは、これは議会自身の問題として受け止めておりますので、最初の議会と市長の対話を行ってほしいということは、市長という相手があることですから、そういった意味で市長のお考えをお聞きしたいということで質問をさせていただきます。

①として、令和3年1月19日全員協議会で市長が退席した背景について、改めてお伺いしたいと思います。議事録をつぶさに確認をしましたが、当日、私は足の手術のために入院中で欠席をしておりましたので、議事録を読んでみましたが、微妙な部分が分かりにくいところがありましたので、そのとき退席をされた市長の思い、そういった状況を市長自身の

口からお聞きしたいというふうに思っこの質問をさせていただきます。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議事録を読まれたということだったんですが、議事録にあるとおりです。議会に対話の意思がないと認めた。判断したので退席をしました。

どういうやり取りであったかが分かりにくいということだったので、議事録の補足ではないんですが状況をお伝えすると、まず、執行部から報告等を8件議会に出していました。これを話します。話を聞きますと。全員協議会が始まって、当時の副議長、石飛副議長ですけれども、開会の直後ですね、8件の申出があったと。ただ、そのうち4件だけを取り上げるという前提で、これで異議ありませんか、異議なし。では、4件追加で全部で、もともと2件はその前にあったんですね。8件追加で出します。2プラス4で6件となります。開会しています。その後、議長の挨拶があり、続いて、市長の挨拶なんですけれども、そこで申し上げました。副議長、石飛副議長ですね、確認しますが、今の議事進行でよろしいんですかと、こんなふざけた進行はないですよ、もう一回やり直してくださいと。八つ追加で出して、その半分を受けないと、残り四つで異議ないですかと、そんな聞き方はないでしょうと、1から4を下げるんだったら、その理由を諮ってくれと、やり直しを求めますといったところ、石飛副議長は、その会議の前に四つだけを受けると決定したというんですね。それでは会議日程に沿って会議を始めますと、始まりました。なので、その後に、私は続けて、都合が悪いことは聞かない、答えない、そういう議会がここに存在する限り、ここに存在するというのは、議論を受けないと、議論から逃げるとい、そういう議会が存在する限り、もはや執行部は相対できないと伝えました。それは何の話が八つ上がっていたかという、居眠り・恫喝問題です。それに関する話が八つ焦点を絞って、細かく区切って出したんです。ごめんなさい。八つのうちの四つですね四つ。

ですが、それを受けない。なので、コミュニケーションまさにこの場になんじやないですかと。この場でコミュニケーションを断つとい、執行部と意思疎通ができるわけじゃないですよと、コミュニケーション意思疎通を図らないといけないと思われるのであれば、また執行部のほうに声をかけてくださいと、このままでは対話はできない。信頼関係が、今、まさに損なわれたとい断って帰りました。これがその当時の状況です。

その後にですね、執行部が退席した後に、議事録を読むと、当時の宍戸議長ですけれども、なぜ、八つのうち四つしか受けなかったか説明はされています。ただ、その説明は執行部に対していなければ意味がない話です。実際、私は何でなのかと聞いたわけですから、後の祭りです。そして、その後の祭りの内容自体も、執行部は一切連絡を受けてません。この議事録が、私のほうから、この全員協の議事録ができた段階で、情

報公開請求をして、やっと手に入れています。議会に理由も含め、説明する気が全くなかったという事実がここに存在します。

その宍戸議長が、当時、説明されていた理由、ここで話し出すと切りがないんですけれども、どれも筋が通らない言い訳に終始しています。ゆえに、結果として、対話ができない議会がそこに存在したという判断は不変です。これは、当時、その場で先ほど申し上げたとおり説明もしていますし、その後もいろんな機会において説明をしてきた内容です。これが執行部のそのときの対応であり、その以後の対応の全容です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 市長がおっしゃった議事録の内容、これは私も当然、読ませていただいたんですが、それでもなお分からないというのは、開会前に調整をしたというようなことが会議録の前段であったんですね。今、市長もおっしゃったように、なぜ、それを受けないのかという議論が、その議事録が残っていませんでしたんで、そこが分からなかったということなんです。それについては、今、市長が話されたような内容だったんだろなということでもありますので、市長に間接的に、議長が、大下議長が、市長が謝罪に来れば、全員協議会を開いてもいいよというような話をされるんで、議会が謝罪を受けないといけないような内容だったのかなというのが、非常に私も今でも疑問に思っているところがあるんですよ。

それで、その前段として12月18日ですか。このときにも市長の追加案件ということで、安芸高田市議会基本条例における市民に対する説明責任についてということ、市長のほうで提案をされておるんですね。それについても議会は100条第12項の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整という内容でないとできないというふうなことで、このときも断つとるんですね。だから、そのときは、私もおったはずなんですけども、議会の中の議論の中でそう整理したんだろなというのを、私も無責任な言い方になって申し訳ないなんですけども、これだったら、基本条例の中身なんで、議会運営についてということなんで受けてもよかったんじゃないかなという気がして、改めて、12月18日と今回の1月19日合わせて見て、市長が議会に謝罪をするような形でもないんだろなというふうな思いがしておるんですね。そういった背景がある中で、市民の皆さんはその辺がつぶさには分からないと思ったんで、こういった形で公の場で、その背景というのを明らかにしていきたいという思いでおるんですね。でないと、市民の皆さんが何で議会、市長は全員協議会をしてやらないの。そういった疑問がずっとありましたんで、もう一度市長にお聞きしたいのは、今のような状況なんで謝罪をする必要ないということ、もう一度確認をしたいんですが、いかがですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今、熊高議員からもあったとおり、そして、私の説明で既に明らかに

なっているとおり、執行部に何か落ち度があるんでしょうか。大下議長が私に謝罪を求めているというような話は聞いたんですが、一体何に関してなのか。皆目見当が付きません。今の議事録に書いてある様子からして、謝罪すべきはむしろ当時の副議長と議長だと思うんですけどね。私は、その場で異議申立をし理由まで述べています。正当性がどちらにあるかは明らかじゃないでしょうか。議会というのは議論をする場です。感情的な話をやり取りする場じゃないはずですよ。何かをするなら、なぜならばが必ず必要です。それをしていないのはどちらでしょうか。最も、私は別にそんな小さなところにこだわるつもりがないので、私のほうから特段謝罪を求めませんし求めてません、これまでも。ただただ変わらない方針は、いつでも対話は受けると、何か眠たいんでしょうか、後ろのほうの方よろしいですか。昨日の金行議員もおっしゃってましたが、私は行くで、本当に突然来られるんですけど、それさえも私は拒んでいません。いきなり来られてびっくりするときもあるんですけど、別に構いません、議員の方であれば。それは何か用事があっていらっしゃるということなんだろうから、市長の立場として、それは可能な限りお受けをしています。これが今の実態です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 議会の課題というふうに思うところも、私、個人的にはあるんですね。ですから、このことを受けて改めて議会で協議をできるかどうかというのは分かりません、実際。私、個人的には市長と協議の場ができればいいという、そういった立ち位置にありますので、それを改めて、市民の皆さんから問われたり希望されたんで、あえて、もう一度原点に返って、市長と議会との接点がなくなったということをですね、改めて我々議会も確認する必要があるだろうな。そういった思いで、今日質問させていただきまして、私も市長の気持ちというのを、改めて、公の場で聞きましたんで、それを議会として取り組んでいきたいというふうに考えて受け止めました。

では、2点目に入ります。

(2)の令和5年7月24日記者会見は、大きな反響を生んでおります。そのことを安芸高田市民も同じように共有しているかどうか。また、政策論も含め多くの市民にどのように伝わっているか。私自身つかみかねているところです。

そして、以下のことを聞きますということですが、今日も、田邊議員がおっしゃったように、質問出してから随分いろんな状況というのは変わってきておりますけども、基本的には、7月24日の記者会見の反響について、最終的には、まあ我々議会人も受け止めてはおりますけども、市民がどのように受け止めてくれたのかなというのが一つ気になるんで、市長としての立ち位置でどのように見解を持っておられるかというのをお聞きしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、一つ前の質問の終わりです、最後、自説を添えるのはなしになったはずなので、今回の一般質問だんだん緩くなってきていると思います。議長のほうでも適切に進行していただきたいと思います。なぜ、私がこれを今言うかということですね、熊高議員の最終的なそのお話のところで、やはり反論しておかねばならない。真実を伝えなければならないと思ったからです。何かといえば、市民から見て市長と議会の対話がなくなっていると、その象徴が全員協議会だと、その理由で謝罪の云々という結びつけをされるんですが、違います。私に謝罪をしろ云々言い出したのは、今年の4月からです。記録残っています。その前から、議会は執行部からの意見聴取等拒絶しています。ずっと続いています。後から取ってつけた言い訳です。この実態を知らずして確認せずして中国新聞がのうのうと記事を書くから、市民が勘違いするんです。そのような因果関係はありません。議会が都合よく言い訳を後から追加してきています。これをまずお答えをしておきます。

その上で、御質問に戻りますと、動画の話ですけども7月の記者会見ですね。アップロードから1か月半で今180万再生回っています。ユーチューブで100万回を超える動画というのは、全体の0.1%しかないそうです。数だけでも非常に珍しいんですが、さらに、その内容が1時間の長編であり、字幕も含め一切加工していません。テロップエフェクト一切なしです。さらに、市の定例記者会見であるという点も踏まえれば、極めて異例の大反響だと思います。

そして、動画には8,000件を超えるコメントが集まっています。そのほとんどは、今、ちょうど私が申し上げたとおりなんですが、中国新聞社そして議会に対する批判の声です。その意味で、昨日の一般質問でも少し言及しましたし、その後にあった臨時の記者会見でも述べました。メディア等の手が加えられていない一次情報ですね、オリジナルの生の情報。これにのみ基づいて形成された世論というのは、とても希有な価値のある世論だと捉えています。

総じて、日本の政治、メディア、広く国民に対して何かしらの気づきが与えられたのではないかと評価をしています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊 高 議 員 マスメディアのことを、市長もいろんな場面でおっしゃるということで、マスメディアの在り方というのを、私自身も随分、そういった視点で見ると、違ってきたなという思いがしています。ちょうど最近、ジャニーズ事務所性加害の問題、これをマスコミが取り上げていなかったというようなことも含めてですね、マスメディアの責任というのは大きいというようなことも、また、いろんな議論がされておりますが、そういった意味では今回のそういった反響が出てきたというのは、先ほどの田

邊議員のときも、いろいろSNSの関係、なかなか分かりにくかったこともお金になるんだということも含めてですね、随分ぼやっとしたものがはっきりしてきたんですけども、そういったことも含めて、マスメディアと今のようにSNSというのは基本的に違うというようなことも何となく分かって私もきておりますけども、そういった関係の中でこの7月24日の記者会見、このことを含めて政策としてですね、市民にそういったマスメディアとの関係からして、政策がどのように伝わっていつているのかなというのが逆に不安なんですね。センセーショナルな部分だけが取り上げられて、市民が受け止めていく。そのことでマイナス要因があるのかなのかということも含めて、市長に改めて今のことをお伺いしたいと思うんです。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 反問権を使おうかどうか迷ったんですが、マイナスの要素というのは一体何を指すのか。ちょっとぴんと来ませんでした。市長としてマイナスになることは、何もないと捉えています。もしかして御心配してくださっているのが、政治家としての石丸伸二の評判のようなものであれば、それはあるかもしれません。

ただ、それは、私がいとうものではないです。根本的な認識のずれなんですけども、議員の多くの方もしかして市長の政策、足引っ張ったら私が悔しがるとか思ってませんか。思いませんよ。よろしいですか。市長として、市のために仕事をしています。なので、自分の市長として推進している政策・施策が進まなければ、残念だなとは思いますが、それは、市民がかわいそうだなという感想です。私個人においては、大変申し訳ないんですが、安芸高田市に依存ほぼしていない人間です。わずかな両親が住んでいるぐらいの関わりであって、正直どこでも生きていける人間です。そうしたときに、今、足を引っ張って、この町衰退させて、それこそお灸を据えないといけないと先川議員がおっしゃったんですけど、名前出てないんですけど。どなたかがおっしゃったわけですよ。お灸を据えられたのは市民ですよと、これひろゆきさんがおっしゃっていました。そのとおりだと思います。何か私に個人に嫌がらせをした、してやったりにはならないという現実を、今、お返しをしておきます。これは事実です。一向に構いません個人的には。

その意味で、何が、私のレピュテーション、要は評判ですね。これが下がる。だから何なんだと。私はそのように捉えています。そのような小さな思いで、低い視点でこの場には立っていません。帰ってきていません。使えるものは全部使う。やれることは全部やる。市にとって最善の道を選ぶ、選んできたというのが、これまでの3年間ですので、御心配には及びません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 私は市長のことを心配はしていないんですよ。市長は、一人でも強く生きていかれる人だと思っていますから、というのは、最近塩野七生さんですか、この方のローマから見た日本というような本を見たときに、日本のリーダーっていうか、調整型のリーダーが多いですね。でも本当のリーダーというのは知見、知識も含めていろんなことを知っているということ。それから体力ですよ。それを使い切る体力、そしてそれを長期にわたって使いこなす持久力、この三つがリーダーには必要ですよ。というようなことを書いてあったんですけど、なるほどなど。そういう観点で見ると、世界のリーダーというのは、やはりそういうふうに見えるなどと思ってですね、だから、そういう三つの要素を、少なくとも、私から見たら石丸市長というのは持っているなど。すごいと思うんですよ。私は、石丸市長との出会いというのは、前にも言ったですけども、いきなり安芸高田市に帰ってきて、市長に出るんだということで、たまたま高宮町の近隣ということで御挨拶に来られて、いや、でも私は今回は竹本、前の副市長を応援するんで、私は応援できませんよと言って断ったことがありましたよね。

ただ、若い人がこうやって安芸高田市のために帰ってきたんだから、若い人、次の世代の人とはつなぎましょうというんで、南澤議員を紹介したのが最初だったと思うんですよ。それで何か議員にまで、南澤さんになったんですからね。

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

質問をしていただきたいと思います。

○熊 高 議 員 前段が、私はいつも長いんで、申し訳ないですけども、だから、そういう形で見たときに、やはりリーダーの在り方というのは、そうあるべきだなということで、全く市長のことを心配してはおらんのです。

ただ、市民がどう受け止めるかということが心配なんですよ。24日の記者会見1時間、2部に分かれてましたけども、私もつぶさに見ましたよ。でも長いなと思いましたけど、飽きずに見ましたけども、そのことで市民の人も、あるいは市外の人も、ちょっとやり過ぎじゃないんですかね、ちょっと飽き飽きしたという言葉じゃないですけども、少し、もう少しあそこまでやらなくてもいいんじゃないかということなんです。だから、それによって政策、あのときは政策のことじゃないんですけども、政策がそのことによってぼけてしまって、市民にずっと入ってないんじゃないかという、このことを心配したんですよ。それを市長はどのように受け止めておられるかというのをお聞きしたかったんです。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 であれば、話は単純です。昨日からお話をしているとおり、優先順位として、私は第一番目に政治再建を掲げました。以上です。その中で、地方のこうした場所の市民の意識ですね、それをどうやって高めるかとなったときに、やはりローカルのメディア、ここの活性化が不可欠だと

感じました。ですので、新聞、テレビ、それらの奮起を期待して付き合ってきたところです。

そうした中、7月の記者会見で、かなり徹底的に批判を展開しました。

ただ、あれがあったからこそ今があります。あそこまでやらねば話題にならないんです。実際、これまで3年間ずっと根気強くやってきましたが、今の状況に至ったのは7月の記者会見があったからです。意気地というものが存在します。ブレイクスルーですね。突破できる点があるんです。そこに至らねばゼロなんです。意気地を超えて初めて有効になります。それがどこかを探り続けた3年間でもありました。徹底してメディアに対して正論をぶつけてきたつもりです。

しかし、それに対して逃げる、もしくはごまかす。はぐらかす。逆にもっと変更を加えてくるという現象を見受けたので、いよいよを持って、これはしっかりと根拠を示し批判をせねばならんという判断に至りました。

ですので、話を戻すと優先順位です。それによって何かを得られない。失うものもあるかもしれません。

ただ、それは必要経費だと捉えています。この優先順位を違えてしまつては、何も進まない、何も始まらない。そのような認識です。先ほどローマの話が出たんですが、私は別に帝国を築くつもりもなければ、長期政権をつくろうとも全く思いません。そんなものには興味がありません。ただただやろうとしていることは、やろうとして帰ってきたことは何かといえば、この町を再生させると、昨日からずっと言ってますが、旧弊の打破、これまでやってこなかったこと。できなかったこと。これをやる。私の役目はそれだと思っています。結果、市民がどのように受け止めるかは分かりません。

しかし、振り返ってみれば、必ずこの瞬間、この機会が市にとって有益だったと歴史が証明すると私は確信をしています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 ローマは500年とか1000年とか、そういうスパンで歴史をつくってきましたから、日本はたかだか江戸時代からいったら500年ぐらいしかたっていないんですね。そんなのを考えたら、非常にまだまだ小さい枠の中でやっているな。それでも、私が一年目の市長を本当にこの若い青年市長は本物かどうかというのを一年間ずっと見てきましたけども、だんだんこの成年は本物だなと思って、2年目は、やり始めたなという感じがしたんですね。この3年目で、本当にそういう視点で長期展望を持った改革をしていかないと、やはり安芸高田市に限らず日本あるいは世界も含めてもてんのだなというのが、やっこの3年、ある意味レクチャーしてもらって、やっとなかったなという気がするんですよ。だから、そのことを市民に分かっていただくということが大事だなという、それは議員が伝えるべきだというふうにおっしゃるんでしょうけども、ある

意味、昨日の芦田議員の質問に対しての答えをされたときの三つの柱、今日の中国新聞にそのことが出てましたけども、このことでやっと市民にも、割とダイレクトに伝わるのかなという気がしたんですね。この胡子さんが書いた記事、これを読まれた市民にうまく伝わったかどうか。市長はどんなふうに感じておられますか。読まれたでしょう今日の新聞は。伺ってみたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 昨日の一般質問を受けての記事、私も拝読しました。非常にうまくポイント、要点をつかんで凝縮してあった記事だという感想です。

ただ、それが市民においてどれぐらい理解してもらえるかというのは、やはりまだまだ分からないような気がしています。なぜならば、この町の形が変わるといえるのは、そんなに簡単なことではなく、時間をどうしても要します。先ほど長期的なおっしゃったんですが、私の個人においては、長期的なイメージは持ち合わせていませんが、市においては、既に長期的な視点で取り組んでできています。ちょっと分かりにくい表現なんですけど何を言いたいかというと、誰がやっても、私じゃなくてもきちんとこの町が前に進んでいけるようにする。それが私が就任して以来取り組んできた方針です。なので、究極的には、何か昔若い市長がいたかなぐらいで私は一向に構いません。何か自分の名前を刻みたい、足跡残したいなどと露にも思いません。だから何なんだと。そんなところに私は誉れを感じないので、そうではなく、昨日もお話したとおり、ここに帰った理由、帰ってきた理由が別にあります。単なる私の自己満足です。育ててもらったので恩を返したかったと。それができれば、私としては、個人としては満足できるので、後は市にとって、今だけじゃなくて、もっと先まで見据えてです。市にとって市民にとってよりよい形、これに向かってほしいなと思っています。なので、最後質問に返して終わると、市民がなかなかそれを感じられない。そういう面はあると思います。でもそんなもんでいいんじゃないでしょうか。市民にどやという市長、私はダサいと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 首長によるとね、私がやったんだと言いたい人多いんですよ。だから、そういった意味でも、そういった感覚なんで、伝わりにくい部分はあるでしょうけども、淡々といろんな改革ができるんだろうなという思いがするんです。

質問のほうも、ほぼ②のほうに入ってしまったように思うんですけども、政策の関係でいいですとですね、この間の令和5年度の補正予算のときに、私たまたまその水道のことで佐々木課長に質問したら、予算がないんで故障したら直すんですという答弁をされました。そこまで市の職員の皆さんもいろいろ危機感を持った予算組みに対しての取組を

しているのかなと。そんなふうになると、市の職員の皆さん、おまえ市長派の熊高じゃけんそんなことをいうんだというふうにおっしゃるかも分かりませんが、別に、私は市長派でも何でもありませんけども、感じたんですね。市の職員もそこまでいろいろ意識が変わってきとる。例えば、さっきの話でいいますと当初予算組めんけども故障したら直すんだと。それはぎりぎりの選択でしょう。

ただ、それが壊れて市民に不利益が来るような予算組みじゃいけないということだと思うんですよ。でも、そこまで突き詰められて予算のシーリングをされたら、やっぱり職員の予算組みもプロになるんだと思うんですよ。ここの部分はどうしても市民に迷惑かかるよな。故障につながるんで、ここは予算がないといっても、どこかを省いてでもこれをするんだと。だから、職員の皆さんも今回の補正予算を見て、プロになっているんじゃないかなというのを感じたんですよ。私は感じたんですよ。だから、そういった意味では、そのことが市民にも伝わっていくんだと思うんですよ。だから、そういう政策として、市の職員の意識改革は進んでいるというふうに受け止めておられるのかどうか。改めて伺いたいと思うんです。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
 石丸市長。

○石 丸 市 長 安芸高田市として、組織の意識改革は確かに進んだという実感があります。これは、語弊があってもいいので正確を期しているんですが、熊高議員は職員のおっしゃいました。少しやはり違和感を覚えます。職員そのものは、そんなに大きく人員をメンバー変わってません。それは、定年で抜けた方もいれば、入った方もいたり、あと、出向で出入りもありますが、基本的には長く職員で努めてくださっている皆さんです。なので、職員個人の意識が何か前が低くて、今上がっているようなことはないです。ないです。そうではなくて組織としての意識が低かった。それはあると思います。

ただ、それは職員個人の責任じゃなくて、どう考えてもマネジメントの責任です。究極のマネジメント、ボスは市長です。その点において、私は市長の役割というものは、非常に大きいという感想を持っています。職員個人は、今も昔も基本的にというと、ちょっと失礼かな語弊があるかな。非常にもう真面目が服を着ているぐらい真面目です、皆さん。誰よりもこの市のためを思っていますし、現状であれば、強い危機感を持っています。いかにそれをうまく機能させるか、推進力に変えていくかというのが、恐らくマネジメントの仕事なんだろうと、そのような認識を持って職に当たってきました。なので、職員というよりも組織の意識が上がったというのが私の評価になります。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
 熊高議員。

○熊 高 議 員 そうおっしゃれば、そんなふうを受け止めたほうがいいのかなという

気がしますんで、組織があつて職員があつてという、両方がかみ合つて初めてものが動くんでしょうから、そういった視点で改めて今後も見させていただきたいと思いますが、そこで、昨日、秋田議員がおっしゃっていた地域との関係、特に、住民自治組織との関係、これがうまくかみ合わないと…

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

通告から外れておりますので、気をつけていただきたいと思います。

○熊 高 議 員 戻すように気をつけます。

政策論ということなんで、ここの(2)にも政策論を含めて、多くの市民がどうなのかということを書いてありますんで、私もうまく書いたつもりなんですよ。どこへいってもええように、だから…

○大 下 議 長 止めますよ、それで。

○熊 高 議 員 いやいやだから、中へ書いてあることを言っているんで、幅が広くわざとしてありますから、元へ戻しますと、政策を進めるためにはやはり…

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

熊高議員に申し上げます。わざとと言われておりますか。

○熊 高 議 員 いいえ、予定どおりでいってます。

○大 下 議 長 通告どおりの質問をしてください。

○熊 高 議 員 時々茶々が入るんで分らなくなるんですが、市民が一緒にできて初めて政策というのは実現できるんで、だから、そういう意味で市長が幾らいい政策を職員とつくっても、やはり最終的には市民と連携をしてやっていくということなんですね。そのために、秋田議員昨日おっしゃったのは、住民自治組織に行政としてしっかりサポートすべきじゃないかというようなことをおっしゃったんですが、秋田議員の後言ったんですが、初めから自治組織は行政から支援をされたわけじゃないですよ。ちょうど川根が72年の2月、水害の前に組織をつくったんですね。よく皆さんは水害の後につくったというふうに勘違いされていますけども、水害の前につくったんです。たまたま水害があつて、その水害を自治組織で復旧を、力合わせてやったということなんです。そのときは行政は一切支援はなかったんですよ。支援がないから川根はこのままじゃなくなるから、我々自身で立ち上がろうとって立ち上がったのが川根振興協議会ですよ。それをちょっと言い方悪いか分らんですけども、その後、その当時の町長さんが、住民自治組織というのは今後必要なんだと。そこに行政も一緒になってやりましょうと。新しい政策を国から持ってくる时候にも、住民自治組織がそれをやってくれるから、予算を持ってこればできるんだというふうな形で行政の政策を積み上げていったんです。

だから、石丸市長おっしゃるように、もともとは行政からの支援なんかなかったんです。ないからこそやったんです。今は、時代の変化とともに、その当時、90年ぐらいには、国の予算もぼんぼんきよった時代で

すし、物を作るときの箱物作るときの時代にちょうど90年代はありましたからね。そこを住民組織がいるんで予算を持ってくれば一緒にできるでしょう。だから提案をしてくれれば予算持ってきますよというのは、行政とのタイアップだったんですよ。でも、それは今、逆にその箱物がお荷物になっているというふうになっているんですね。ですから、自治組織のその原点に戻すような仕組みをですね、住民にどう伝えていくかということが、今、大事だと思うんですよ。そういった意味では改革で、今日、先ほど南澤さん言われたような、いろんな箱物改革も含めて、縮小した上でお金をできるだけ少ないなりに生んで、そのものを住民と一緒に本当に必要なものやっつけていきましょうというのが、これからの政策だということなんですよ。私はそんなふうを受け止めたんですよ、昨日からの議論。これで間違いないですか。お聞きしたいと思います。

- 大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。
通告外の質問なんで、答弁はどうでしょうか、市長。
- 石 丸 市 長 通告に近いところで答えて。
- 大 下 議 長 近ければやるんですか。
- 石 丸 市 長 近いところで。全然関係なくもない。
- 大 下 議 長 ほとんど関係ないです。
- 石 丸 市 長 市民の受け止めというところでは、まあ。
- 大 下 議 長 それは言いがかりと言えそうですらうと。
- 石 丸 市 長 議長にお任せします。
- 大 下 議 長 熊高議員どうでしょうか。
- 熊 高 議 員 議長にお任せします。
- 大 下 議 長 続けて質問してください。通告どおりの質問をしてください。
熊高議員。
- 熊 高 議 員 住民と行政との連携をした政策、それを実行するためには、どのようにしたら、マスメディアも含めて、連携していくことによって可能だと思われるか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石 丸 市 長 通告の出発点は、7月の記者会見の動画だったと思います。そこから話の展開として、市民にそれがどう受け止められるのか、ないしは届いているんだろうかという、そもそも論に移ったかと思います。
今のちょっと尺長かったんですが、市民に対してそもそも政策をどのように伝えるのか。反対に、市民からどのように要望を受けるのか。その手法を問われたと勝手に整理をしてみました。
（「そうです」の声あり）
その意味では、実は、昨日まさに秋田議員の質問の中で、ちょっと最後かみ合わないというふうに言われてしまったところであるんですが、執行部としては枠組みを用意しました。設けました。自治懇談会ですね。市民と直接、市長が、執行部が相対する場を設けますと。ただし、二元

代表制をないがしろにはできないので、必ず議員の方が同席してくださいと。このたてつけによって、市民の代表、代弁者たる議員と市民対執行部、これが成り立つというふうに整理をしています。

その意味で、市からのコミュニケーション、市とのコミュニケーションにおいては、やはり議員16名もいらっしゃるので、議員を仲介役としたコミュニケーション、主には自治懇談会ですね。これをぜひとも活用していただきたいと思っています。もし、そこまでいかない何か個別の要望があるのであれば、それも議員の方が率いてくださればお受けします。実際、お受けしています。これもまた、たまたまですが、秋田議員が携帯電話の電波が通じない不感地域の課題を何とかしてくれというお話があったので、それを受けて、市としても改めて検討した結果、今、事業が進んでいます。ですので、よろしいですか。何か今、大きなため息が聞こえた。

○大 下 議 長 市長、続けてください。

○石 丸 市 長 続けてよろしいですか。

○大 下 議 長 続けてください。

○石 丸 市 長 では、続けさせていただきます。ですので、コミュニケーションの手段というのは、いかようにも存在しています。存在できるようにしました。なので、市民の皆さんには、まず、コミュニケーションができるんだと、取れるんだと。それこそ議会の全員協に頼らなくても大丈夫なんだと、その辺りをお伝えいただければ、何か違った印象が、また市民に芽生えるのではないかと思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 市民との懇談会は、一回だけ私もやって、それからなかなかできていないんですけども、1番でもあったように、議会としての課題もまだまだありますので、そういったテーマで逆に絞って全体の議会というのは、この間懇談会やったんで、テーマを絞ってそれに興味のある方が集まって懇談会するという形にしていければなというふうに思っていますし、それが必要なら市長も参画してもらってという形になればなということを考えておりますが、今おっしゃったようにそういった形を進める上においては、当然協力をしていただけるということでもよろしいんでしょうか。お伺いして終わります。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 私のほうで、また話を戻しておかないといけないんですが、そもそもの質問は、今の状況ですね、記者会見、その動画、反響、これが市民に対してどう届いているのかどうかと。その意味で、私は余り届いていないと感じています。なぜならば、昨日も言いましたか、高齢化率が4割を超えている町ですので、そのユーチューブであれ、SNSを介した情報の拡散、この影響というのはどうしても限られると思います。

ただです。これだけ全国的な反響になれば、いやが応にも市民に届くと思います。ただ、その届き方はいろんな雑音が混じったり、そもそもの音量が小さくなっている懸念もあります。だからこそです。最後確認をされましたが、市民に気になっている方たくさんいると思うので、ぜひ、この機会に絶好のチャンスだと思います。執行部、市長と対する、そのシチュエーションを設けていただければ幸いです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 ちょっとぐちゃぐちゃになってしまったような感もありますけども、以上で、質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
次回は、9月28日午前10時に再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員